

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「足立区地域保健福祉計画」の策定について
所管部課	福祉部 福祉管理課
内容	令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「足立区地域保健福祉計画」について、パブリックコメント（令和6年4月実施済）や地域保健福祉計画策定部会（令和4年度から令和6年度までで計9回実施済）での検討を踏まえて策定したので報告する。 1 計画の特徴・位置づけ （1）地域保健福祉における理念や方向性を明らかにし、足立区の基本構想・基本計画を具現化。 （2）保健福祉分野の最上位計画に位置付け、関連する個別計画の中に具体的な施策や事業の詳細を掲載。 （3）社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」として、関連する個別計画を横断する「共通の理念」や「共通して取り組むべき事項」を記載。 （4）足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携することにより区の地域福祉をさらに推進。

2 計画構成

章	内容
第1章	計画策定の考え方 策定の背景・目的、位置づけ、策定方法、進行管理
第2章	足立区の現状とアンケート・地域懇談会の実施結果 データから見る足立区の現状、アンケート等実施結果詳細
第3章	基本理念、基本方針、施策体系 基本理念、基本方針実現に向けた施策体系
第4章	重層的支援体制の整備 足立区における重層的支援体制の展開
第5章	施策推進 施策体系に基づき目標、現状、課題及び各事業説明
第6章	計画の推進に向けて 本計画の推進、社会福祉協議会との連携
第7章	資料編 策定経過、区の現状を示すその他資料、用語説明

3 計画の公表

- (1) 区ホームページに掲載する。
- (2) 計画冊子については別途作成し、関係者へ配付する。

4 今後の方針

地域保健福祉計画策定部会については、今後「地域保健福祉計画推進部会」として、引き続き計画の推進や進捗管理等を行っていく。

令和 6 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	セーフティネットあだち（ひきこもり支援事業）支援場所の移転について
所管部課	福祉部 福祉まると相談課
内容	現在、区役所本庁舎別館にて、暫定的に運用しているセーフティネットあだち（ひきこもり支援事業）支援場所の移転を予定しているため、以下のとおり報告する。 1 セーフティネットあだち（ひきこもり支援事業）とは？ ひきこもりご本人やご家族への相談支援や、ひきこもりご本人が自宅以外で過ごす・他者と交流する居場所提供支援、定期的な居場所イベントを実施 2 ひきこもりとは？ 様々な要因の結果として、社会的参加（就学・就労・家庭外での交遊など）を回避し、概ね 6 か月以上にわたり家庭にとどまり続けている状態 (1) ひきこもりは特別なことではなく、誰もがいつでもなりうる状態 (2) ひきこもり自体は必ずしも問題行動や病気、疾患を意味するわけではない。 (3) 本人は自尊感情を失い、よりよく生きる意欲を失っている場合も少なくない。 (4) ひきこもりの長期化により、心身への影響や社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性がある。 ■ 令和4年の国の調査では・・・ ✓ 生産年齢人口（15～64 歳）のうち全国で 146 万人、約 50 人に 1 人がひきこもり状態にあるとされている。 3 移転先 生涯学習センター（学びピア 2 1） 7 階 会議室 所在地：足立区千住五丁目 1 3 番 5 号 4 移転時期（予定） 令和 7 年 4 月から生涯学習センター（学びピア 2 1） 7 階で運用開始

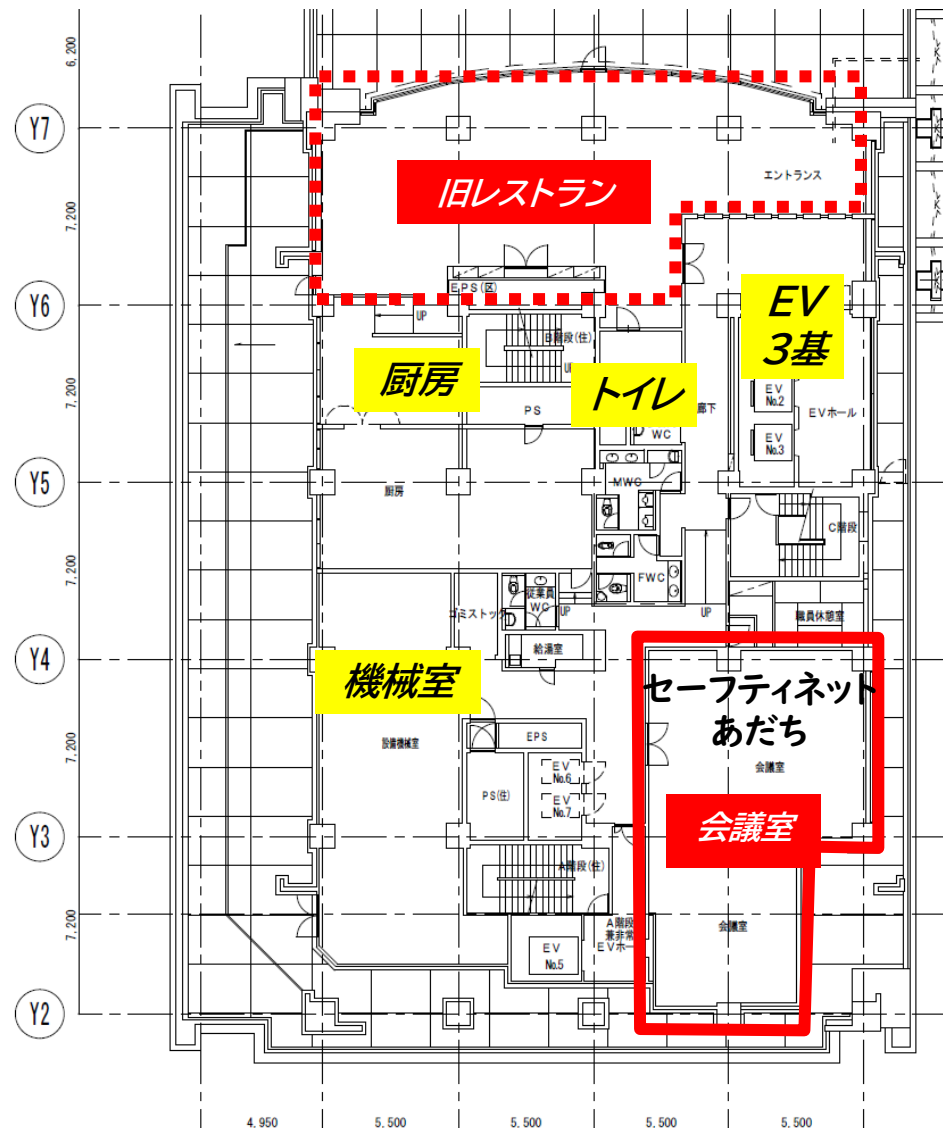
5 移転概要

十分な広さを確保できることから、相談ブースの複数設置、居場所支援やイベント内容の選択枝も増え、より充実した支援が可能となる。

	従前 (～令和５年度)	現行 (令和６年度)	移転先 (令和７年度～)
支援場所	千住四丁目 賃貸物件	本庁舎別館 １階 会議室	学びピア２１ ７階 会議室※
広さ	約 ８０㎡	約 ３０㎡	約 １００㎡

※ 現在は、郷土博物館大規模改修に伴う展示品等保管場所として使用

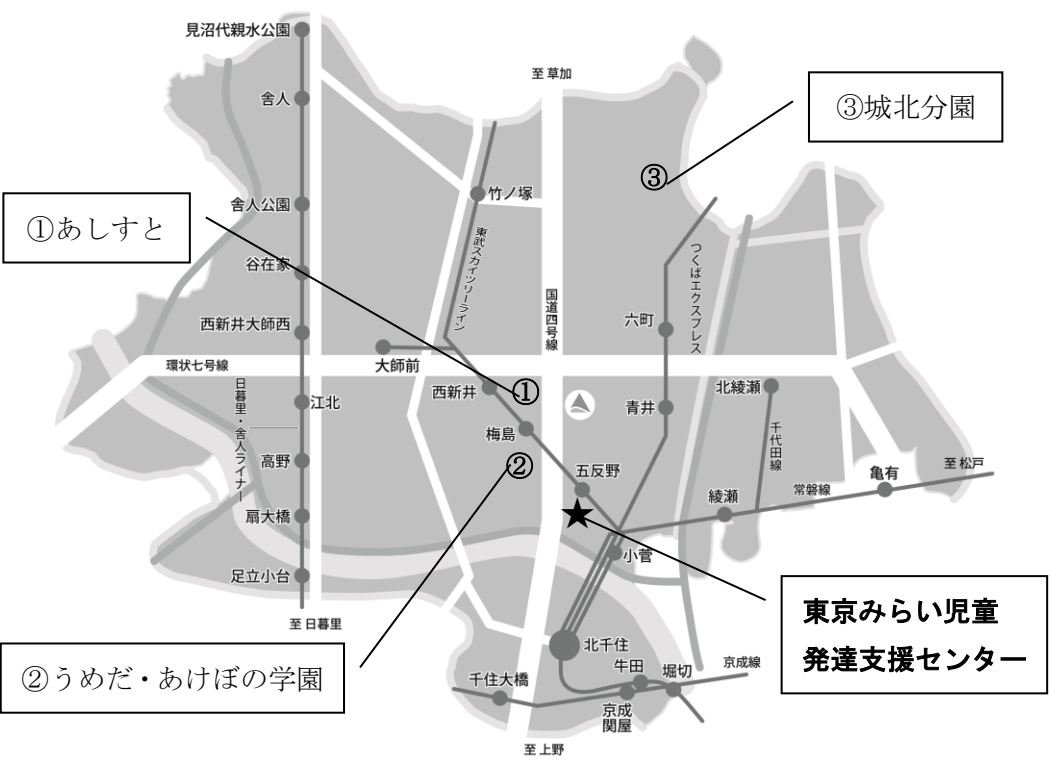
6 生涯学習センター（学びピア２１）７階イメージ



令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	旧千寿第五小学校跡地を活用した児童発達支援センターの整備について
所管部課	福祉部 障がい福祉課 障がい福祉センター
内容	旧千寿第五小学校跡地に民設民営で整備を進めている児童発達支援センターについて、以下のとおり報告する。 1 施設名 (仮称) 東京みらい児童発達支援センター (足立一丁目13番地内) 【同様の施設】 ① 障がい福祉センターあしすと幼児発達支援室 ② うめだ・あけぼの学園 (社会福祉法人からしだね) ③ 東京都立北療育医療センター城北分園 

2 設置事業者（土地貸付に係る金額は東京みらい中学校を含む全額）

事業者名：学校法人 三幸学園（文京区本郷三丁目23番16号）

設置形態：土地の有償貸付（令和4年から54年間）

① 権利金 241,800,000 円

② 月額地代（50%減額）

R4・5：月額 1,170,000 円

R6～8：月額 1,233,180 円

※ 3年毎に消費者物価指数により改定

③ 建物は事業者が建設

3 対象・定員・利用料

対 象：原則、足立区在住の満2歳から就学前までのお子さんと、
発達に心配があり障がい援護課が発行する通所受給者証の
ある方

定 員：70名

利用料：無償

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月 保護者説明会

令和7年 1月初旬 建物竣工（建物検査・開設準備）、都へ届出
4月 事業開始

5 整備費用

総事業費 1,179,541 千円（法人負担額 320,047 千円）

区助成見込 433,792 千円（都補助額 425,702 千円）

→うち令和5年度 48,206 千円（進捗 12%）

令和6年度 385,586 千円（進捗 88%）

6 今後の方針

- （1）4月からの事業開始に向けて法人に、指導方法などの支援を行う。
- （2）4月以降、看護師の配置などに必要な人件費の一部補助を検討する。
- （3）障がい福祉センターあしすと「千住分室」の閉鎖・継続の検討を行う。

令和 6 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	幼児発達支援室ひよこ「千住分室」の令和 7 年度継続について													
所管部課	福祉部 障がい福祉センター													
内容	「千住分室」(千住仲町 2 4 - 2) は、未就学の発達支援児に対する外来個別指導の需要増に対応するため令和 4 年 4 月に開設した。同時に、新たな児童発達支援センター(足立一丁目 1 3 番地内)の令和 7 年 4 月開設に合わせて廃止時期を判断することとした。 このたび、以下の理由から少なくとも令和 7 年度中は「千住分室」を継続することとした。 1 令和 7 年 4 月以降も「千住分室」を継続する理由 (1) 「千住分室」の現在の利用者や利用を検討している方が、来年度利用の手続を開始する時期は通常前年 1 0 月頃からである。 (2) 新たな児童発達支援センターは、詳細な事業内容が公表されてから開設するまでの期間が数カ月間しかない見込みである。 (3) 来年度利用の手続き開始時期に詳細な事業内容が不明であるため、様々な課題を抱える利用者が安心して施設を選択できるよう、「千住分室」の継続が必要と判断した。 2 「千住分室」の廃止時期の検討について 新たな児童発達支援センターの運営状況を見ながら、令和 7 年度中に令和 8 年度以降での廃止時期について決定する。 なお、「千住分室」の利用者には移行先候補に関する情報提供を十分に行っていく。 《参考》幼児発達支援室ひよこ全体における外来個別指導の利用状況 <table border="1"> <tr> <th></th><th>令和 5 年度の実績</th><th>新たな児童発達支援センター本格稼働後の利用見込み</th></tr> <tr> <td>年間実利用人数</td><td>1, 1 7 3 人 (うち千住分室 1 5 2 人)</td><td>6 8 0 人 (うち千住分室 0 人)</td></tr> <tr> <td>指導の頻度</td><td>月 1 回～隔月 1 回</td><td>隔週 1 回～月 1 回</td></tr> <tr> <td>実施状況</td><td>利用人数が多く、十分な頻度の確保が困難</td><td>「千住分室」を廃止しても十分な頻度が確保できる</td></tr> </table>			令和 5 年度の実績	新たな児童発達支援センター本格稼働後の利用見込み	年間実利用人数	1, 1 7 3 人 (うち千住分室 1 5 2 人)	6 8 0 人 (うち千住分室 0 人)	指導の頻度	月 1 回～隔月 1 回	隔週 1 回～月 1 回	実施状況	利用人数が多く、十分な頻度の確保が困難	「千住分室」を廃止しても十分な頻度が確保できる
	令和 5 年度の実績	新たな児童発達支援センター本格稼働後の利用見込み												
年間実利用人数	1, 1 7 3 人 (うち千住分室 1 5 2 人)	6 8 0 人 (うち千住分室 0 人)												
指導の頻度	月 1 回～隔月 1 回	隔週 1 回～月 1 回												
実施状況	利用人数が多く、十分な頻度の確保が困難	「千住分室」を廃止しても十分な頻度が確保できる												

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「幼児発達支援室ひよこ」集団通所事業における保育園等との併用利用の拡大について																									
所管部課	福祉部 障がい福祉センター																									
内容	発達に課題のある未就学児を療育する集団通所事業について、一部の年齢のクラスは、保育園・幼稚園・こども園等との併用利用を受け付けていなかった。 令和7年度から、以下のとおり、すべてのクラスで併用利用を可能とし、保護者の療育ニーズに応えていく。 1 併用利用の経緯 平成15年 4月 「幼児発達支援室ひよこ」開設。 令和 5年 4月 2、3歳児など一部クラスで併用利用可とした。 令和 7年 4月 すべてのクラスで併用利用可とする。 2 保育園等との併用利用を拡大する理由 (1) これまでは単独利用希望者を優先するため他の保育園等との併用利用を不可としていたが、保育園等においても支援児保育が拡充しつつあり優先措置の必要性が低くなった。 (2) 令和5年度から併用可能とした2、3歳児クラスの利用児が持ち上がる4、5歳児クラスにおいても併用利用を可能とする必要がある。 3 クラスごとの併用利用の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度 クラス</th><th>5・6年度</th><th>7年度</th><th>実施曜日、定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子分離 ぞう (5歳)</td><td>併用○</td><td rowspan="6">併用○</td><td>金曜日 10名</td></tr> <tr> <td>親子分離 めろん (4,5歳)</td><td>併用×</td><td>毎日 10名</td></tr> <tr> <td>親子分離 ぶどう (4,5歳)</td><td>併用×</td><td>毎日 10名</td></tr> <tr> <td>親子同伴 いちご (主に2,3歳)</td><td>併用×</td><td>月～水曜日 10名</td></tr> <tr> <td>親子同伴 うさぎ (主に2,3歳)</td><td>併用○</td><td>隔週の木曜日 10名</td></tr> <tr> <td>親子同伴 りす (主に2,3歳)</td><td>併用○</td><td>隔週の木曜日 10名</td></tr> </tbody> </table>			年 度 クラス	5・6年度	7年度	実施曜日、定員	親子分離 ぞう (5歳)	併用○	併用○	金曜日 10名	親子分離 めろん (4,5歳)	併用×	毎日 10名	親子分離 ぶどう (4,5歳)	併用×	毎日 10名	親子同伴 いちご (主に2,3歳)	併用×	月～水曜日 10名	親子同伴 うさぎ (主に2,3歳)	併用○	隔週の木曜日 10名	親子同伴 りす (主に2,3歳)	併用○	隔週の木曜日 10名
年 度 クラス	5・6年度	7年度	実施曜日、定員																							
親子分離 ぞう (5歳)	併用○	併用○	金曜日 10名																							
親子分離 めろん (4,5歳)	併用×		毎日 10名																							
親子分離 ぶどう (4,5歳)	併用×		毎日 10名																							
親子同伴 いちご (主に2,3歳)	併用×		月～水曜日 10名																							
親子同伴 うさぎ (主に2,3歳)	併用○		隔週の木曜日 10名																							
親子同伴 りす (主に2,3歳)	併用○		隔週の木曜日 10名																							

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	複合介入型はつらつ高齢者促進事業の構築について				
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課				
内容	令和6年7月29日に包括連携協定を締結した一般社団法人MC I リング（以下、MC I リングという。）と連携※1し、以下のとおり、ICTを活用した新たな事業「複合介入型※2はつらつ高齢者促進事業」を構築する。 ※1 MC I リングの概要および連携事項については別紙1のとおり。 ※2 芸術、脳トレ等の知的活動と運動を複合的に取組むことで、身体だけでなく、脳に様々な刺激を与え、認知機能の維持向上に効果があるといわれている。 1 目的 認知症の発症遅延を実現できる可能性がある運動を取り入れた「介護予防事業」と簡易に軽度認知症リスクをチェックできる仕組み等を取り入れた「認知症予防事業」を一体的に捉えた取組を実現するため。 2 事業概要（別紙2のとおり） LINEを入口としたICTを活用し、より多くの高齢者が時間や場所等の制限なく、認知症予防・介護予防に取組める環境を整備するとともに個々の活動記録を蓄積・見える化するデジタルプラットフォームを構築する。 3 新たに実現すること （1）高齢者が安全かつ参加しやすい仕組み 高齢者にも参加しやすく、分かりやすい操作性を追求した新たな足立区のLINE公式アカウントを開設する。 なお、個人の活動履歴等の情報は、LINE上には保存されない仕組みとする。 （2）時間や場所等に縛られない、自分に合った取組を促進 <table><tr><td>これまで</td><td>新たに実現すること</td></tr><tr><td>集合型事業が主であったため、会場や定員数、開催日時等、多様なニーズに十分には応えられていなかった。</td><td>スマホを使って、いつでも・どこでも・誰とでも、お一人でも・何回でも、自由に取り組むことが可能となる。</td></tr></table>	これまで	新たに実現すること	集合型事業が主であったため、会場や定員数、開催日時等、多様なニーズに十分には応えられていなかった。	スマホを使って、いつでも・どこでも・誰とでも、お一人でも・何回でも、自由に取り組むことが可能となる。
これまで	新たに実現すること				
集合型事業が主であったため、会場や定員数、開催日時等、多様なニーズに十分には応えられていなかった。	スマホを使って、いつでも・どこでも・誰とでも、お一人でも・何回でも、自由に取り組むことが可能となる。				

(3) デジタル化によるデータ管理（参加者情報の蓄積・見える化）

これまで	新たに実現すること
ア 事業毎にデータの蓄積・管理方法が異なり、事業横断的な分析が困難であった。	ア デジタルツールの導入により、統一的な形式でデータの蓄積・管理が可能となる。
イ 会場や管理方法の違い等の理由から、誰が、いつ参加したか、実人数での把握が難しかった。	イ 二次元コードを活用した出欠管理機能により日時や会場、実人数の把握が容易となる。

(4) 事業対象者への直接的なアプローチ

これまで	新たに実現すること
データ分析が不十分であったため、高齢者への直接的かつ効果的なアプローチが出来なかった。	個々の活動状況に応じて、おすすめ事業への参加案内やアドバイス等の情報がLINEでプッシュ配信出来るようになる。

4 従来の事業がより充実・強化されること

(1) 複合介入型事業の強化

従来の対面型事業の良さとデジタル化による強みの双方を生かした事業展開を行う。

これまで	充実・強化されること
「運動」や「栄養」、「口腔」など、分野毎に専門講師を手配する必要があり、対面型の事業形態で複合介入型の事業拡充は限界があった。	「運動」「脳トレ」「創作活動」「口腔体操」など様々な分野の動画を制限なく提供することが可能となるため、複合介入型事業がより充実する。

(2) 幅広い世代への認知症スクリーニングの実施

これまで	充実・強化されること
認知症検診事業は、リスクが高まる70歳に限定して実施している。	認知症の早期発見につながるデジタルツールを幅広い年代に活用してもらい、認知症リスクの疑いが出た場合は、専門機関や既存の支援事業につながる仕組みとする。

(3) 「体力」 & 「認知機能」のW測定会

これまで	充実・強化されること
ア 従来の測定会は、立ち上がりや歩行速度など、体力のみを測定の対象としてきた。	ア 「体力」 & 「認知機能」のW測定会にリニューアル
イ 事前申込制であった。	イ 予約不要
ウ 毎月会場や開催時期が異なっていた。	ウ 会場・曜日固定の定期開催(原則毎月、全地域学習センター)
エ 会場での測定結果の入力および印刷に時間を要していた。	エ 測定結果(経過記録)は自動でマイページに反映 ※ 新足立区LINE公式アカウント登録者のみ

5 事業評価指標

事業評価指標として、以下4つの指標を設定する。

(1) 活動指標(令和8年度)

ア 新足立区LINE公式アカウント登録者数

7,000名

※ 要支援・要介護認定を受けていない高齢者(約14万人)の5%

イ J-MCI(認知症リスク早期発見プログラム)実施者数

4,000名(アの50%以上)

ウ オンライン介護予防プログラム利用者数

2,000名(イの50%)

(2) 成果指標(令和8年度)

70歳代、80歳代の事業参加者群と非参加者群における新規要支援・要介護認定者の割合を比較

6 スケジュール(予定)

令和7年 2月 テスト運用・動作確認

4月から 事業本格実施(順次追加機能実装)

令和9年 5月頃 令和7・8年度の事業評価分析

7 今後の方針について

令和7年4月の事業本格実施に向けて、MCIリングと連携し、デジタルプラットフォームの構築を着実に進めていくとともに、既存事業の改廃も含めた事業の見直しに取り組んでいく。

一般社団法人MC I リングの概要および連携事項について

1 団体概要

(1) 団体名

一般社団法人MC I リング（以下、「MC I リング」という。）

(2) 代表理事

朝田 隆 氏（日本老年精神医学会理事）

(3) 所在地

東京都文京区湯島 1-5-3 4 お茶の水医学会館 4 階

(4) 概要

2020年1月に、学術機関や企業のほか3人の専門家が志をもとに産学共同で設立された介護予防プログラムの推進団体。

ア 学術機関

日本老年精神医学会

イ 参画企業（五十音順・令和6年9月末時点）

（ア）株式会社島津製作所

（イ）株式会社知の啓発社

（ウ）株式会社マイトス

（エ）シナプソロジー研究所（株式会社ルネサンス）

（オ）ニッセイ情報テクノロジー株式会社

（カ）日本コンピューター株式会社

ウ 専門家

朝田 隆（筑波大学名誉教授、東京医科歯科大学客員教授）

太田 成男（日本医科大学名誉教授、順天堂大学客員教授）

本山 輝幸（総合能力研究所所長）

2 連携事項

(1) 介護予防及び認知症予防の普及啓発に関すること。

(2) 複合介入型はつらつ高齢者促進事業の構築及び推進に関すること。

(3) 調査・研究等、学術的支援に関すること。

3 協定期間

令和6年7月29日から令和9年3月31日まで

※ 双方特段の申し出がない場合、期間満了日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

LINEを入口としたICTを活用し、より多くの高齢者が時間や場所等の制限なく、認知症予防・介護予防に取組める環境を整備するとともに、一人ひとりの活動記録を蓄積・見える化するデジタルプラットフォームを構築する。

1 高齢者が安全かつ参加しやすい仕組み

令和8年度
目標登録者数 **7,000名**



友だち登録
↓
ID登録
↓
利用開始

- (1) **新たな足立区のLINE公式アカウント**を開設。LINEのお友達登録と簡単なID登録だけで利用可能
- (2) 専用アプリのインストール等は不要で、**高齢者にも参加しやすく、分かりやすい操作性を追求**
 - ※ LINEの普及率は60代で約8割、70代で約7割(2023年一般向けモバイル動向調査より)
- (3) LINEはトリガー(入口)機能とし、**個人の活動履歴等の情報はLINE上には保存されない安全な仕組み**

2 時間や場所等に縛られない、自分に合った取組を促進

～スマホを使っていつでも・どこでも・誰とでも・お一人でも・何回でも～



令和8年度
J-MCI目標実施者数 **4,000名**



認知症リスク
疑いあり

(1) J-MCI

- ア **日本老年精神医学会考案の認知症リスク早期発見プログラム**
- イ 本人や家族(医療関係者等の第三者も可)が13の質問に答えることで、認知症のリスクを判定できる新たな評価尺度を採用
- ウ **自治体で本格実装されるのは全国初の取組**
- エ ライセンスフリーとし、**事業対象者(65歳以上)に限らず、若年層も含めた普及啓発に活用**
- オ 認知症リスクが疑われる場合は、地域包括支援センターや医療機関、認知症検診事業等、専門機関による既存の支援スキームにつなぐ

(2) 暮らしの脳トレ

- ア 高齢者が苦手となる**日常生活課題をテーマにした生活実践脳トレ**
- イ 日常生活に必要な短期記憶力、視空間認知力、注意力、推論力を鍛える
- ウ 問題数は**1,000問以上**



(3) オンライン介護予防プログラム

令和8年度
目標実施者数 **2,000名**

- ア 運動・脳トレ・美術・音楽・口腔体操等**400種類以上の豊富なメニュー**
- イ 各分野の専門講師によるわかりやすいプログラム内容
- ウ 個人利用に限らず、地域の通いの場での活用や教室型事業のカリキュラムの一部に組み込む等、**他事業へも柔軟に展開予定**
- エ 2種類の配信方法
 - ① パッケージ配信型(約30分間/回)
 - 体操や芸術、脳トレ等の異なるジャンルの映像を組み合わせた複合介入プログラムを定期的にプッシュ配信**
 - ② メニュー配信型
 - 全映像プログラムを体系化・メニュー化し、自ら映像を選んで取り組める

(4) デジタルスタンプラリー

区内の名所旧跡等を巡るデジタルスタンプラリーやウォーキングイベント等に活用予定

はつらつ測定会

- (1) **「体力」&「認知機能」のW測定会**
- (2) 参加費無料
- (3) 予約不要
- (4) 会場・曜日固定の定期開催を予定 (原則毎月、全地域学習センター)
- (5) 測定結果(経過記録)はマイページに反映 ※ ID登録者のみ



**プッシュ通知で
定期的な測定を促す**

前回の測定からの経過期間や活動状況に応じて、プッシュ通知ではつらつ測定会への参加を案内



(コグニトラックス)

研究実績が豊富で認知症臨床医が監修しているデジタル実測ツール。測定内容は、高齢者の日常生活に必要な「記憶力」「注意力」「運動速度」。今回足立区が導入する「Cognitrax for citizen」は、普及版のCognitraxをベースに一般社団法人MCIリングが提供する自治体向けの特別版。

認知症リスク疑いあり

3 デジタル化によるデータ管理(デジタルプラットフォーム)と事業効率の向上

- (1) API連携により、**日々の活動記録や事業参加者の出欠管理、測定結果等は、データベースにリアルタイムで反映**する仕組みとする
- (2) 参加者名簿の管理や測定結果の入力をデジタル化することで、**従来の対面型事業の良さも活かしながら人件費の削減や測定時間の短縮等、事業効率向上をめざす**
- (3) 事業参加者の日々の活動状況や測定結果等の**情報を蓄積・見える化し、事業の効果検証にも活用**する

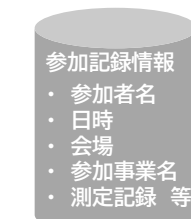
事業参加時に二次元コード読込
または
オンラインコンテンツを利用

データベースに情報が
自動で転送・蓄積される

個人のスマホにも
情報が反映される



参加者名簿の管理や測定データ
の入力・集計等の作業は不要



データベース



グラフや表で視覚化された
日々の活動歴や測定結果は
マイページで確認可能

令和8年度成果指標

70・80歳代の事業参加群と非参加群における新規要支援・要介護認定者の割合を比較

4 利用促進に向けた取組

(1) 大抽選会

- ア ID登録者を対象に、大抽選会を実施
- イ **日頃の活動量に応じて当選確率をUP**



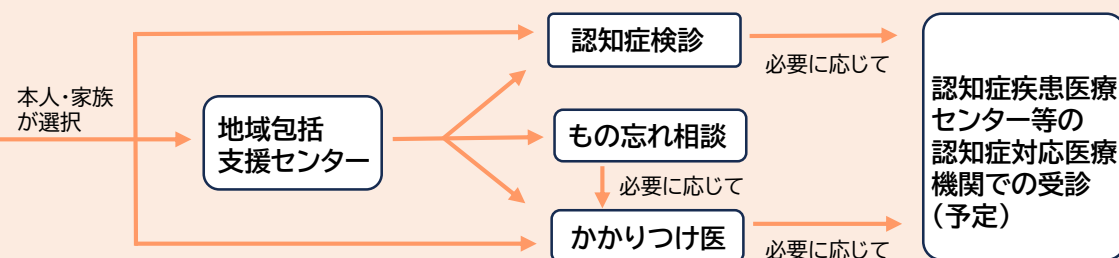
(2) スマホ関連事業

- ア 登録サポート会
 - (ア) **ID登録のサポート、利用方法の解説**
 - (イ) 120回実施予定(5回/月×24か月)
- イ はつらつ事業参加用スマホの無償貸与(100台)
 - (ア) スマホを持っていない**事業参加希望の高齢者に最長2年間無償で貸与**
 - ※ 特殊詐欺被害や悪用リスクへの対策として電話機能は制限
 - (イ) 毎月の通信費込み(MDM設定あり)
 - (ウ) 貸与者向けスマホ講座あり(5回程度/2年間)
- ウ スマホよろず相談

ID登録者を対象に、スマホに関する疑問や相談に個別対応



認知症リスクの疑いがある場合、専門機関や既存の支援スキームにつなぐ



令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	地域包括支援センターの区有施設への移転、統合、新設及び区域変更について																		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																		
内容	地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）の設置場所変更、新設及び区域変更について、以下のとおり報告する。 1 目的 （１）区民にとってわかりやすいホウカツの場所【区有施設への移転】 令和7年度から開始するプロポーザルによる事業者選定等に際し、ホウカツ受託法人の変更があっても設置場所が変わらないように、可能な限り区有施設に移転する。 （２）高齢者人口の平準化【ホウカツ統合、新設、区域変更】 現在でも、1ホウカツあたりの高齢者人口は最大で約4倍の開きがある。今後、足立区の高齢者人口は、令和6年の約17万人から、令和17年には約20万人に増えると推計され、さらに差が拡大することが想定されるため、1ホウカツの高齢者人口をできる限り均一化するよう努める。 2 概要 （１）千住地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年4月</td><td>移転</td><td>ホウカツ千住本町を生涯学習センター（千住5-13-5 学びピア21）の7階（旧レストランさくら）へ移転する。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和9年以降</td><td>統合</td><td>ホウカツ日の出をホウカツ千住本町（千住5-13-5）と統合し、千住地区のホウカツを4か所から3か所にする。</td></tr> <tr> <td>区域変更</td><td>統合に合わせ2か所のホウカツ（千住本町（仮称）、千寿の郷）の担当区域を変更する。</td></tr> </tbody> </table> （２）東部地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和10年</td><td>新設</td><td>令和10年に集約建て替え予定の大谷田区営住宅（大谷田1-35-1）には、東部福祉課の移転併設が予定されているが、加えてホウカツを新設する。</td></tr> </tbody> </table>		年月	項目	内容	令和7年4月	移転	ホウカツ千住本町を生涯学習センター（千住5-13-5 学びピア21）の7階（旧レストランさくら）へ移転する。	令和9年以降	統合	ホウカツ日の出をホウカツ千住本町（千住5-13-5）と統合し、千住地区のホウカツを4か所から3か所にする。	区域変更	統合に合わせ2か所のホウカツ（千住本町（仮称）、千寿の郷）の担当区域を変更する。	年月	項目	内容	令和10年	新設	令和10年に集約建て替え予定の大谷田区営住宅（大谷田1-35-1）には、東部福祉課の移転併設が予定されているが、加えてホウカツを新設する。
年月	項目	内容																	
令和7年4月	移転	ホウカツ千住本町を生涯学習センター（千住5-13-5 学びピア21）の7階（旧レストランさくら）へ移転する。																	
令和9年以降	統合	ホウカツ日の出をホウカツ千住本町（千住5-13-5）と統合し、千住地区のホウカツを4か所から3か所にする。																	
	区域変更	統合に合わせ2か所のホウカツ（千住本町（仮称）、千寿の郷）の担当区域を変更する。																	
年月	項目	内容																	
令和10年	新設	令和10年に集約建て替え予定の大谷田区営住宅（大谷田1-35-1）には、東部福祉課の移転併設が予定されているが、加えてホウカツを新設する。																	

令和10年	区域 変更	ホウカツ新設に合わせ4か所のホウカツ（さの、東和、中川、大谷田（仮称））の担当区域を変更する。
施設改修後	移転	ホウカツ東和（東和4-7-23）を現在の東部福祉課（東綾瀬1-26-2）に移転する。

3 ホウカツごとの高齢者人口の推移と区域変更案

別紙のとおり

4 スケジュール

（1）千住地区

年月	内容
令和6年10月 ～11月	議会、受託法人、町会自治会、民生委員に説明
令和7年 4月	ホウカツ千住本町は学びピア21で事業開始
令和9年以降	区域変更、3か所で運営を開始

（2）東部地区

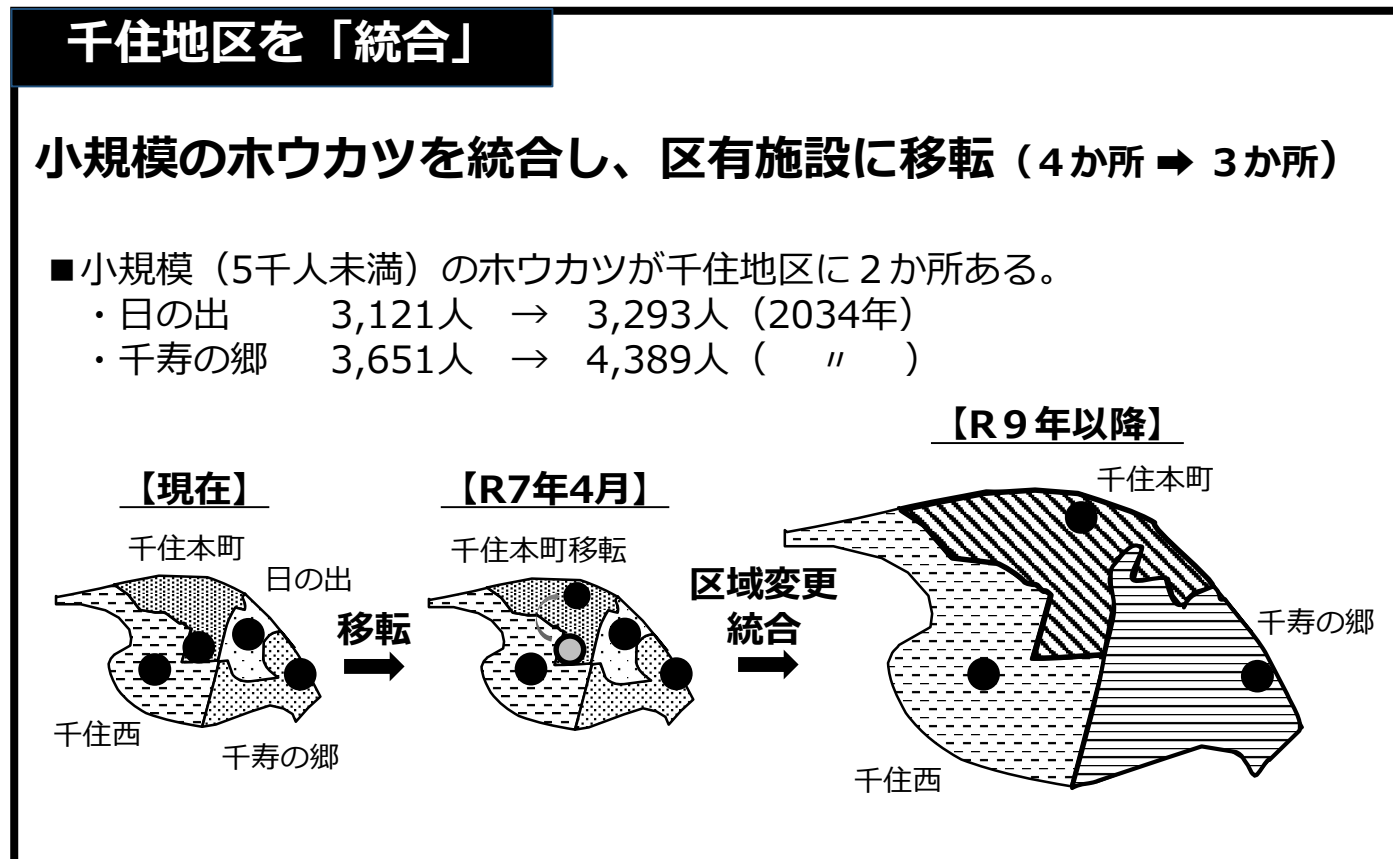
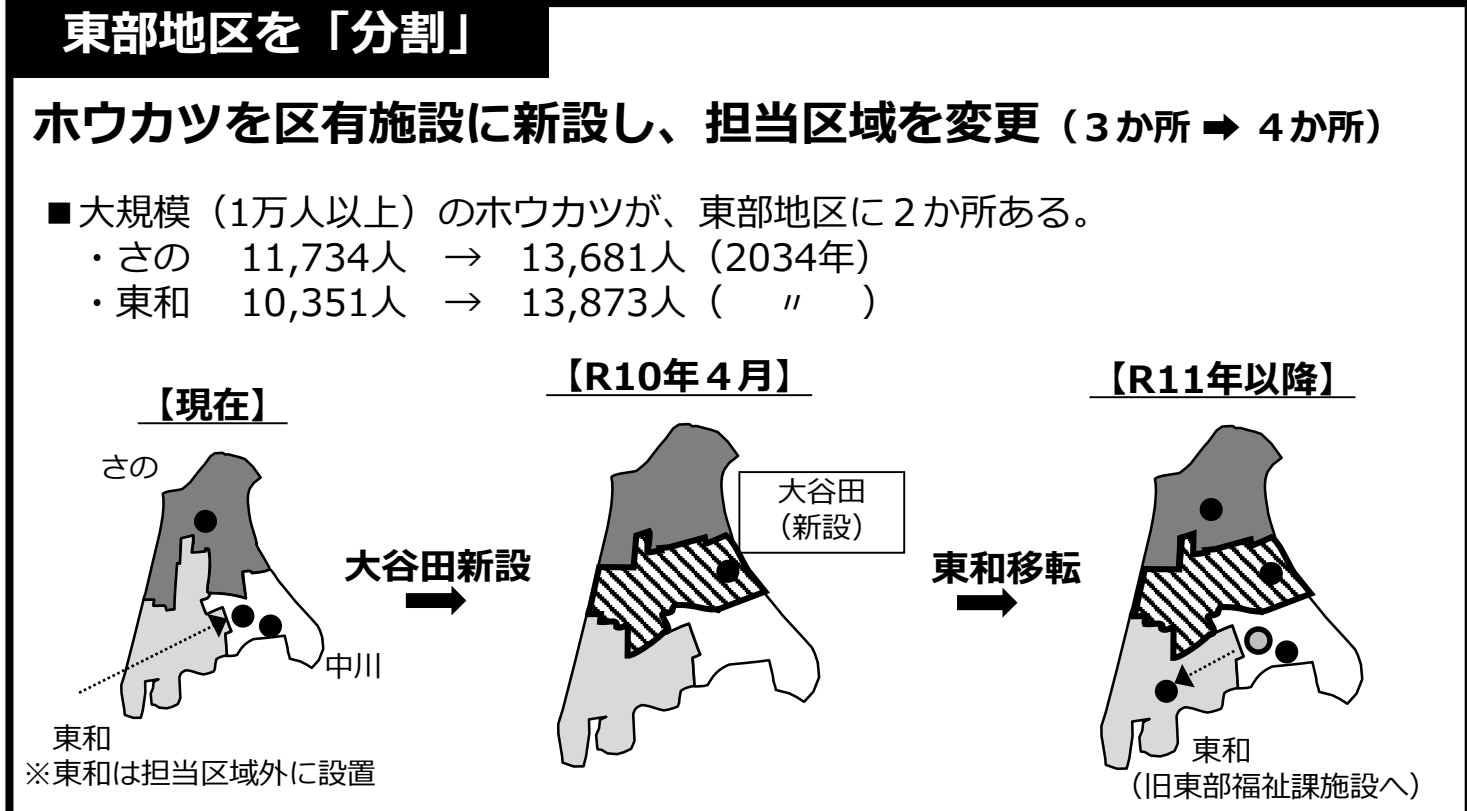
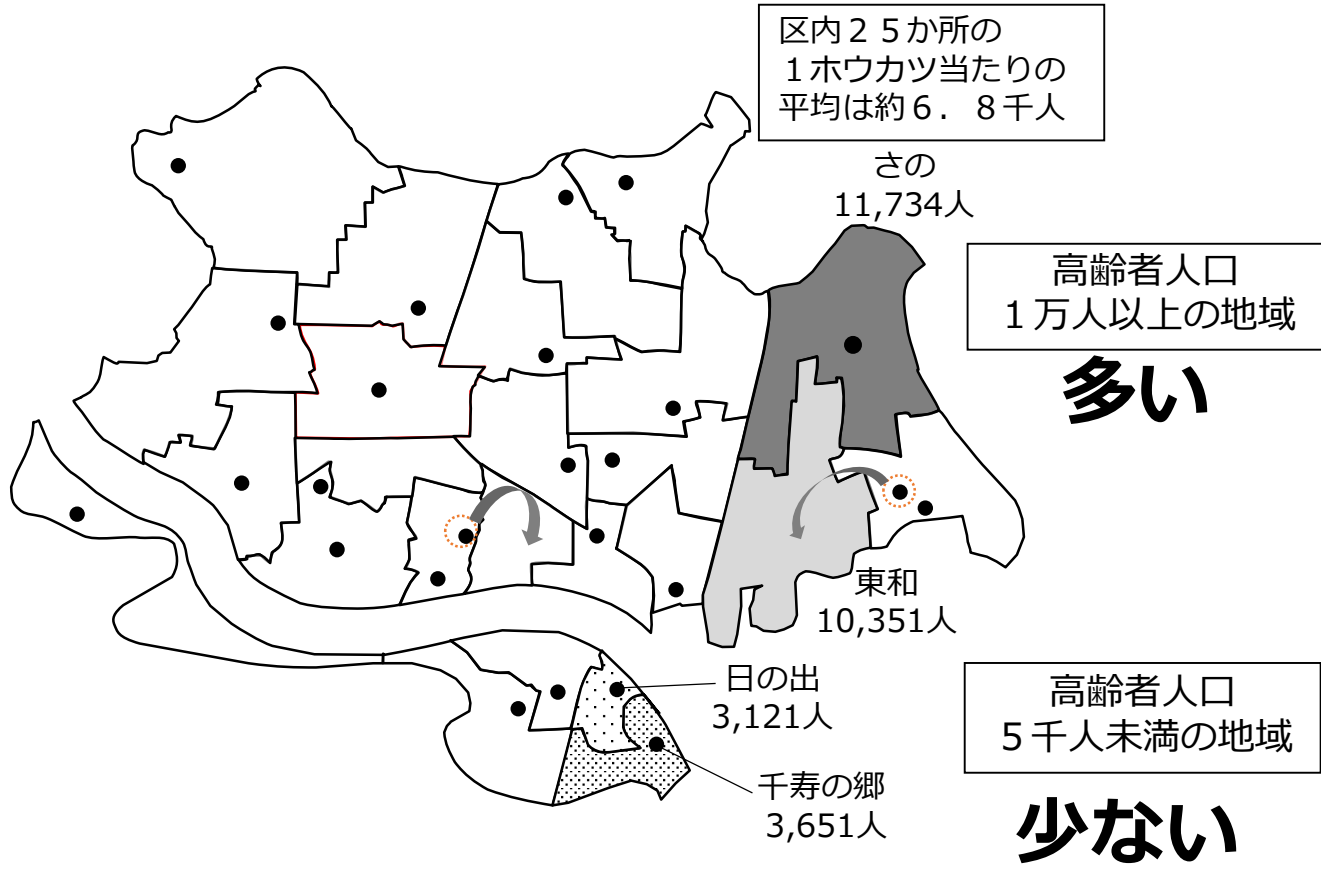
年月	内容
令和6年10月 ～11月	議会、受託法人、町会自治会、民生委員に説明
令和10年4月	ホウカツ大谷田（仮称）開設、区営住宅大谷田二丁目アパートで事業開始 区域変更、4か所で運営を開始

5 今後の対応

- （1）地域住民、受託法人、町会自治会、民生委員などホウカツに関わる方への丁寧な説明によりご理解を得るとともに、区域変更による影響が出ないようスケジュールを綿密に立てて進めていく。
- （2）担当ホウカツが変わる際の区民情報については、令和5年に導入したホウカツの共通システムにおいて、区が一括してデータベースを更新して、移行に抜けや漏れがないよう丁寧に引継ぎを行う。
- （3）令和7年度から開始するプロポーザルによる事業者選定に際しては、これらのスケジュールを明記したうえで事業者公募を行う。

ホウカツの問題は2つ「高齢者人口の平準化」と「ホウカツの設置場所」

最大で約 4 倍の差!! プロポーザルの度に場所が代わる。条件に合う物件がない!!



名称		高齢者人口		名称		高齢者人口 (区域変更後)		移転・新設案	
		2024年	2034年			2024年	2034年	場所	年度
千住	日の出	3,121人	3,293人						
	千寿の郷	3,651人	4,389人	千寿の郷	5,674人	6,538人	—	—	
	千住本町	5,694人	6,251人	千住本町	6,792人	7,396人	学びピア		R7
	千住西	6,149人	6,951人	千住西	6,149人	6,951人	—	—	
東部	西綾瀬	4,597人	5,533人	西綾瀬	4,597人	5,533人	—	—	
	中川	7,801人	8,029人	中川	7,616人	9,259人	—	—	
	東和	10,351人	13,873人	東綾瀬	6,895人	9,103人	東部福祉課		R11以降
	さの	11,734人	13,681人	さの	7,744人	8,702人	—	—	
				大谷田	7,631人	9,582人	大谷田区営住宅		R10

16 出典：足立区人口推計 令和 6 年 2 月（中位推計）

令和 6 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	令和 6 年度に変更があった予防接種の概要
所管部課	衛生部 保健予防課
内容	1 肺炎球菌ワクチン（高齢者用・任意接種） （１）実施期間 令和 6 年 8 月 2 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで （令和 6 年度限り） （２）対象者 6 6 歳以上で過去に一度も 2 3 価肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを接種したことがない方 （３）予診票発送日 令和 6 年 8 月 1 9 日（月）（発送件数 約 8 2, 0 0 0 件） ※ 7 月 3 1 日以降に転入した方は予診票の申請が必要。 （４）想定接種者数 約 1 3, 0 0 0 人 （５）自己負担額 無料 2 新型コロナウイルスワクチン（高齢者用） （１）実施期間 令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで （２）対象者 6 5 歳以上の方、または 6 0 歳以上 6 5 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方（身体障害者手帳 1 級相当）。 ※ 今年度 6 0 歳または 6 5 歳になる方で、誕生日の前日より早く接種を希望する方は、任意接種として無料で接種可能です。 （３）予診票発送日 令和 6 年 9 月 1 8 日（水）（発送件数 約 1 7 4, 0 0 0 件） ※ 9 月 2 日以降に転入、身体障害者手帳を取得し対象となった方は予診票の申請が必要 （４）想定接種者数 約 1 1 0, 0 0 0 人 （５）自己負担額 無料

3 インフルエンザワクチン（小児用）

(1) 実施期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

(2) 対象者

生後6か月から高校3年生相当まで

※ 公費負担での接種回数について

① 生後6か月から12歳まで

2回／年（2～4週の間隔をあけて2回）

② 13歳から高校3年生相当まで

1回／年

(3) 予診票発送日

令和6年9月19日（木）（発送件数 約96,000件）

※ 10月以降に生後6か月を迎える方、8月16日以降に転入した方には月に1度予診票を発送

(4) 想定接種回数

約80,000回

(5) 補助額

1回あたり2,000円

※ 各医療機関で設定する接種額との差額は自己負担

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の策定とパブリックコメントの実施結果について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課
内容	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)について、以下のとおりパブリックコメントを実施したので報告する。 1 第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）の概要 (1) 計画の期間 5年間（令和7年度～令和11年度） ※ 内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜見直しを行う。 (2) 計画の構成 ア 第1章 計画の策定にあたって 計画策定の背景や位置づけなど イ 第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 ニーズ調査等を踏まえた子育て世帯の現状と課題など ウ 第3章 計画の基本理念、基本目標 計画の基本理念など エ 第4章 各施策の取り組み 目標を達成するための施策など オ 量の見込みと確保方策 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 2 パブリックコメントの実施概要について (1) 実施期間 令和6年11月1日（金）～12月16日（月） (2) 公表資料 ア 第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）概要版 【別紙1のとおり】 イ 第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案） 【別添資料のとおり】 3 パブリックコメントの実施結果について (1) 意見提出者数 ●人 (2) 意見の件数 ●件 (3) 意見の提出方法 ア 区ホームページの意見受付フォーム ●人 ●については、当日までに数値を確定し、机上配布いたします。

イ FAX ●人

(4) 意見に対する区の考え方

パブリックコメントでのご意見等に対する区の考え方は、別紙2のとおりである。

4 今後の方針

パブリックコメントでの意見や足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会含む）での意見聴取等を踏まえ、令和7年3月までに本計画を策定し、次回協議会にて報告する予定である。

第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）概要版

1 「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定について

- ① 足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さらに令和2年3月に『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。そして、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という教育大綱の基本理念のもと、様々な取り組みを展開してきました。
- ② この度、これまでの子育て支援策に加え、支援が届きにくい子育て家庭にも必要な支援が行き届く仕組みを構築することが必要です。そこで、『第3期子ども・子育て支援事業計画』を策定し、支援体制の充実を図っていきます。

2 「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の位置付けについて

- ① 本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する部門の分野別計画に位置付けます。
- ② 本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、青少年の成長支援である「ジュニアリーダーの育成」、「学童保育室」や「放課後子ども教室」といった子どもの居場所、「ユニバーサルデザイン教育」に関することは関連事業として小学校1年生から6年生の児童とその保護者を対象としています。

3 期間と進捗状況の管理について

- ① 国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和7年度から令和11年度までを第3期計画期間と定めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画					次期計画
年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価

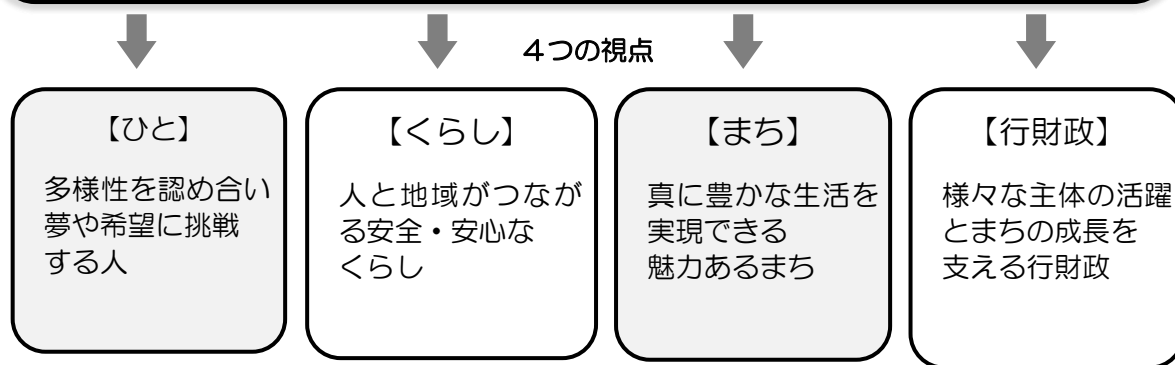
※ 年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

- ② 本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

4 施策の体系について

基本理念：夢や希望を信じて生き抜く人づくり （＝足立区教育大綱）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか” という、足立区の基本的な姿勢を示すもの



子ども・子育て支援事業計画の施策体系

柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人							
施策群	1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む				2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える			
施策	1-1 発達支援 子どもの心身の健全な	1-2 就学前からの学びの基礎づくり	1-3 子どもの状況に応じた 支援の充実	1-4 子どもが社会と関わる力を育む ための成長支援	2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目の ない支援の充実	2-2 多様なライフスタイルに応じた教育・ 保育サービス等の充実	2-3 配慮を要する子育て家庭への支援	2-4 安全・安心に子育てのできる 生活環境の整備
	子支援				親支援・子育て支援			
各施策 参照 ページ	P34	P36	P38	P40	P42	P44	P46	P48

施策展開の横断的な視点

- ①子育て支援の質の向上
- ②ライフステージ間のつながりの強化

5 「量の見込み」と「確保方策」について

- ① 子ども・子育て支援法第61条第1項により、国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めました。
- ② 国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を受けて、令和7年度から11年度の量の見込み(需要)を算出し、確保方策(供給)を定めました。

《教育・保育》

施設・事業名	該当ページ
(1) 教育（幼稚園、認定こども園）	P57
(2) 保育（保育所、認定こども園、特定地域型保育(家庭的保育・小規模保育)）	P58

《地域子ども・子育て支援事業》

施設・事業名	該当ページ
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	P72
(2) 子育てサロン事業	P85
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	P93
(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用	P100
(4-2) 【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用	P101
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	P102
(6) あだちファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）	P103
(7) 病気の際の対応	P104
(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防の周知・啓発事業	P105
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	P106
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	P107
(11) 利用者支援に関する事業	P108
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P108
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	P109
(14) 子育て世帯訪問支援事業	P110
(15) 妊婦等包括相談支援事業	P111
(16) 産後ケア事業	P112
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	P113
(18) 児童育成支援拠点事業	P114
(19) 親子関係形成支援事業	P114

寄せられた意見の概要及び区の考え方

No	意見の概要	区の考え方
施策 1 ●●●●●●●●		
1	○○○○とあるが、○○○○○○○であるため、○○○○○○○○○○○○○についても記載したほうが	○○○○○については、○○○○であるため、○頁の○○に「○○○○○」と追記します。
施策 2 ●●●●●●●●●●		
2	○○○○○○○○○○○○べきである。	○○○であるため、今回
3	○○○○○○○○○○○○いんでいくべきではない	いては今後、検討してい
ma 施策 4 ●●●●●●●●●●		
4	○○○○○についても記載するべきではないか。	○頁の○○に記載したとおり、今後、実施していく予定です。
5	○○○の取組みも必要ではないか。	○頁の○○○○○の中で、取り組んでいきます。
6	○○○を行うべき。	
7	○○○を行ってほしい。	
8	○○○と記載して、今後、実施していただきたい。	現在、○○事業の中で、○○する取組みを実施しています。
その他		
21	○○○○○○○○○○してほしい。	国や東京都に要望していきます。

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課
内容	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で審議いただいた結果について報告する。 1 審議結果 (1) 意見の内容 (2) 特記事項 12月19日子ども支援専門部会 以降作成 2 付議内容 (1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者」と言う。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和6年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者に認定された。 このたび、1事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行った。 (2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（別紙1及び2）。 (3) 事業継承者 氏 名：川本 美美 所在地：足立区西新井栄町1-2-4 フォレスト103 定 員：5名 (4) 認可年月日 令和7年4月1日 3 利用定員の確認について 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認する。

家庭的保育事業審議資料

No.	氏 名	所在地	分類	定員	職員配置 基準 ※1	保育室面積 ※2		給食 ※3	財務状況 ※4
						基準(m ²)	実際(m ²)		
1	川本 美美	足立区西新井栄町 1-2-4 フォレスト103	事業継承者	5	適合	16.5	16.73	自園調理	良好

※1 【職員配置基準】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

※2 【保育室面積】

保育室の面積は9.9㎡以上であること。
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。

※3 【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

※4 【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果

(令和6年10月11日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名
		川本 美美
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	83.0%
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	74.3%
保育園 実 習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	92.0%
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	81.3%
総合評価		82.7%

※ 各割合は得点率を示す。

※ 個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	マイナ保険証への移行に伴う対応について																
所管部課	区民部 国民健康保険課 区民部 高齢医療・年金課																
内容	1 マイナ保険証をお持ちでない被保険者 (資格確認書と国民健康保険高齢受給者証の交付) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>国民健康保険</th><th>後期高齢者医療制度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「資格確認書」交付時期</td><td> (1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、随時交付する。 (2) 現行の保険証をお持ちの被保険者へは、令和7年9月の有効期限前に、申請によらず交付する。 </td><td> (1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちか否かに関わらず交付する。 (2) 令和7年8月の更新時期以降は、マイナ保険証をお持ちでない被保険者に申請によらず交付する。 </td></tr> <tr> <td>高齢受給者証の交付対象者</td><td>70歳から75歳未満の国民健康保険加入者。 資格確認書とは別に交付する。</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 2 マイナ保険証をお持ちの被保険者 (「資格情報のお知らせ」を交付) 自身の被保険者資格等を簡易に把握できるお知らせを交付する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>国民健康保険</th><th>後期高齢者医療制度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「資格情報のお知らせ」交付時期</td><td> (1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、随時交付する。 (2) 現行の保険証をお持ちの被保険者へは、令和7年9月の有効期限前に、申請によらず交付する。 </td><td>令和7年8月以降</td></tr> </tbody> </table>			国民健康保険	後期高齢者医療制度	「資格確認書」交付時期	(1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、随時交付する。 (2) 現行の保険証をお持ちの被保険者へは、令和7年9月の有効期限前に、申請によらず交付する。	(1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちか否かに関わらず交付する。 (2) 令和7年8月の更新時期以降は、マイナ保険証をお持ちでない被保険者に申請によらず交付する。	高齢受給者証の交付対象者	70歳から75歳未満の国民健康保険加入者。 資格確認書とは別に交付する。	—		国民健康保険	後期高齢者医療制度	「資格情報のお知らせ」交付時期	(1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、随時交付する。 (2) 現行の保険証をお持ちの被保険者へは、令和7年9月の有効期限前に、申請によらず交付する。	令和7年8月以降
	国民健康保険	後期高齢者医療制度															
「資格確認書」交付時期	(1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、随時交付する。 (2) 現行の保険証をお持ちの被保険者へは、令和7年9月の有効期限前に、申請によらず交付する。	(1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちか否かに関わらず交付する。 (2) 令和7年8月の更新時期以降は、マイナ保険証をお持ちでない被保険者に申請によらず交付する。															
高齢受給者証の交付対象者	70歳から75歳未満の国民健康保険加入者。 資格確認書とは別に交付する。	—															
	国民健康保険	後期高齢者医療制度															
「資格情報のお知らせ」交付時期	(1) 新規に資格取得や再発行を希望する方へは、令和6年12月2日以降、随時交付する。 (2) 現行の保険証をお持ちの被保険者へは、令和7年9月の有効期限前に、申請によらず交付する。	令和7年8月以降															

3 保険料を滞納している被保険者

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
「特別療養費の支給に係る事前通知」	(1) 短期証(※1)は令和6年12月2日で廃止する。	(1) 短期証(※1)は令和6年12月2日で廃止する。
「資格確認書(※3)」	(2) 令和6年12月2日以降、「被保険者資格証明書(※2)」の交付に代えて、「特別療養費の支給に係る事前通知」を送付する。 (3) 「特別療養費の支給対象者」に「資格確認書(※3)」を交付する。	(2) 東京都後期高齢者医療広域連合の方針により、後期高齢者医療制度における「被保険者資格証明書」は交付していない。また、特別療養費についても適用していない。

- ※1 有効期間 6 か月の保険証。国民健康保険の短期証は、一斉交付は令和6年9月に交付済。有効期限は令和7年9月30日。一般証の有効期限にあわせてため、有効期限が6か月ではない。再交付等は令和6年11月まで。後期高齢者医療制度の短期証は、一斉交付は令和6年8月に交付済。有効期限は令和7年1月31日。再交付等は令和6年11月まで。
- ※2 保険料を滞納し、被保険者証を返還した場合に交付され、10割負担となる証明書
- ※3 通常の「資格確認書」との相違点として、表面の資格確認書の後に「特別療養」、裏面に「この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください」との記載がある。

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	令和6年度介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について																																																																																																							
所管部課	福祉部 障がい福祉課、高齢者施策推進室 介護保険課 衛生部 足立保健所中央本町地域・保健総合支援課																																																																																																							
内容	介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象とする物価高騰支援を目的とした特別給付金支給事業の実施について、以下のとおり報告する。																																																																																																							
	1 概要																																																																																																							
	物価高騰により、厳しい運営を強いられている区内介護・障がいサービス事業所を対象に、物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金を支給する。																																																																																																							
	2 事業内容																																																																																																							
	(1) 令和6年度の物価高騰に対する事業所支援として、消費者物価指数の上昇率や介護・障がいサービスの報酬改定、令和6年7月に実施した区内事業所アンケート調査結果に基づき、事業を構築した。																																																																																																							
	(2) 事業所の定員区分や提供するサービスの種類に応じて、1事業所につき年額96千円から1,332千円を支給する。																																																																																																							
	(3) 上半期分の支給は令和6年4月1日時点、下半期分の支給は令和6年10月1日時点で事業を運営していることを要件とし、上半期分・下半期分を一括して支給する。																																																																																																							
	※ 半期のみ該当する事業所へは、年額の半分を支給する。																																																																																																							
	(4) 申請期間は、令和6年10月10日から令和7年2月28日とする。																																																																																																							
	(5) 支給開始は、令和6年11月11日とする。																																																																																																							
3 事業規模																																																																																																								
(1) 対象事業所																																																																																																								
約1,400事業所(介護：約1,000事業所・障がい：約400事業所)																																																																																																								
(2) 総支給額																																																																																																								
314,118千円(介護：238,404千円・障がい：75,714千円)																																																																																																								
(3) 定員区分・サービスごとの支給額一覧																																																																																																								
単位：千円																																																																																																								
<table><tr><th rowspan="3">定員区分</th><th colspan="5">入所サービス</th><th colspan="5">通所サービス</th></tr><tr><th rowspan="2">事業所数</th><th colspan="4">支給額</th><th rowspan="2">事業所数</th><th colspan="4">支給額</th></tr><tr><th>基本 給付</th><th>加算 給付</th><th>合計</th><th>()内 R5 合計</th><th>基本 給付</th><th>加算 給付</th><th>合計</th><th>()内 R5 合計</th></tr><tr><td>1-10 人</td><td>154</td><td>78</td><td>144</td><td>222</td><td>(385)</td><td>162</td><td>78</td><td>18</td><td>96</td><td>(170)</td></tr><tr><td>11-20 人</td><td>29</td><td>156</td><td>288</td><td>444</td><td>(770)</td><td>181</td><td>156</td><td>36</td><td>192</td><td>(335)</td></tr><tr><td>21-30 人</td><td>5</td><td>234</td><td>432</td><td>666</td><td>(1,150)</td><td>79</td><td>234</td><td>54</td><td>288</td><td>(500)</td></tr><tr><td>31-60 人</td><td>21</td><td>312</td><td>576</td><td>888</td><td>(1,530)</td><td>84</td><td>312</td><td>72</td><td>384</td><td>(665)</td></tr><tr><td>61-100 人</td><td>28</td><td>390</td><td>720</td><td>1,110</td><td>(1,910)</td><td>11</td><td>390</td><td>90</td><td>480</td><td>(830)</td></tr><tr><td>101 人以上</td><td>31</td><td>468</td><td>864</td><td>1,332</td><td>(2,295)</td><td>1</td><td>468</td><td>108</td><td>576</td><td>(1,000)</td></tr></table>										定員区分	入所サービス					通所サービス					事業所数	支給額				事業所数	支給額				基本 給付	加算 給付	合計	()内 R5 合計	基本 給付	加算 給付	合計	()内 R5 合計	1-10 人	154	78	144	222	(385)	162	78	18	96	(170)	11-20 人	29	156	288	444	(770)	181	156	36	192	(335)	21-30 人	5	234	432	666	(1,150)	79	234	54	288	(500)	31-60 人	21	312	576	888	(1,530)	84	312	72	384	(665)	61-100 人	28	390	720	1,110	(1,910)	11	390	90	480	(830)	101 人以上	31	468	864	1,332	(2,295)	1	468	108	576	(1,000)
定員区分	入所サービス					通所サービス																																																																																																		
	事業所数	支給額				事業所数	支給額																																																																																																	
		基本 給付	加算 給付	合計	()内 R5 合計		基本 給付	加算 給付	合計	()内 R5 合計																																																																																														
1-10 人	154	78	144	222	(385)	162	78	18	96	(170)																																																																																														
11-20 人	29	156	288	444	(770)	181	156	36	192	(335)																																																																																														
21-30 人	5	234	432	666	(1,150)	79	234	54	288	(500)																																																																																														
31-60 人	21	312	576	888	(1,530)	84	312	72	384	(665)																																																																																														
61-100 人	28	390	720	1,110	(1,910)	11	390	90	480	(830)																																																																																														
101 人以上	31	468	864	1,332	(2,295)	1	468	108	576	(1,000)																																																																																														
<table><tr><th rowspan="3">定員区分</th><th colspan="5">訪問・その他サービス</th></tr><tr><th rowspan="2">事業所数</th><th colspan="4">支給額</th></tr><tr><th>基本 給付</th><th>加算 給付</th><th>合計</th><th>()内 R5 合計</th></tr><tr><td>定員なし</td><td>641</td><td>78</td><td>18</td><td>96</td><td>(135)</td></tr></table>										定員区分	訪問・その他サービス					事業所数	支給額				基本 給付	加算 給付	合計	()内 R5 合計	定員なし	641	78	18	96	(135)																																																																										
定員区分	訪問・その他サービス																																																																																																							
	事業所数	支給額																																																																																																						
		基本 給付	加算 給付	合計	()内 R5 合計																																																																																																			
定員なし	641	78	18	96	(135)																																																																																																			

(4) 令和5年度との主な比較

	令和5年度上半期	令和5年度下半期	令和6年度
予算額	508,725千円		314,118千円
	304,210千円	204,515千円	
支援割合	物価高騰分の2/3		報酬改定を差し引いた物価高騰分の2/3
備 考	① 令和6年度は報酬改定が実施された影響を鑑みた給付額を算定し計上した。 ② 令和5年度は訪問・その他サービス事業所については、訪問入浴事業者のみガソリン代の高騰を鑑みて加算給付を支給していたが、令和6年度は夏季対策費相当として、すべての訪問・その他サービス事業所に対して同額を上乗せして支給する。		

4 今後の方針

事業所への周知を行い、確実な支給に繋げる。

令和 6 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件 名	令和 6 年度あだちの介護保険（令和 5 年度実績）について																																																																																										
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																																																																										
内 容	「令和 6 年度あだちの介護保険（令和 5 年度実績）」がまとまったので、別添のとおり報告する。 ※ 数値は令和 6 年 3 月 3 1 日現在の実績値。（ ）内は前年同日の実績値。 1 65 歳以上の被保険者（第一号被保険者）の概要 （1）65 歳以上の被保険者数は微減。一方で要支援・要介護認定者数は増加。																																																																																										
	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">4年度末</th><th colspan="2">5年度末</th><th colspan="2">増減</th></tr><tr><th>人数(人)</th><th>割合</th><th>人数(人)</th><th>割合</th><th>人数(人)</th><th>増減率</th></tr><tr><td>第一号被保険者数</td><td>169,204</td><td>100.0%</td><td>168,624</td><td>100.0%</td><td>▲580</td><td>▲0.34%</td></tr><tr><td>要支援 1</td><td>4,658</td><td>2.8%</td><td>4,582</td><td>2.7%</td><td>▲76</td><td>▲1.63%</td></tr><tr><td>要支援 2</td><td>4,530</td><td>2.7%</td><td>4,926</td><td>2.9%</td><td>396</td><td>8.74%</td></tr><tr><td>要支援計</td><td>9,188</td><td>5.4%</td><td>9,508</td><td>5.6%</td><td>320</td><td>3.48%</td></tr><tr><td>要介護 1</td><td>5,879</td><td>3.5%</td><td>5,696</td><td>3.4%</td><td>▲183</td><td>▲3.11%</td></tr><tr><td>要介護 2</td><td>7,139</td><td>4.2%</td><td>7,490</td><td>4.4%</td><td>351</td><td>4.92%</td></tr><tr><td>要介護 3</td><td>5,479</td><td>3.2%</td><td>5,834</td><td>3.5%</td><td>355</td><td>6.48%</td></tr><tr><td>要介護 4</td><td>5,340</td><td>3.2%</td><td>5,421</td><td>3.2%</td><td>81</td><td>1.52%</td></tr><tr><td>要介護 5</td><td>3,800</td><td>2.2%</td><td>3,855</td><td>2.3%</td><td>55</td><td>1.45%</td></tr><tr><td>要介護計</td><td>27,637</td><td>16.3%</td><td>28,296</td><td>16.8%</td><td>659</td><td>2.38%</td></tr><tr><td>要支援・要介護計</td><td>36,825</td><td>21.8%</td><td>37,804</td><td>22.4%</td><td>979</td><td>2.66%</td></tr></table>		4年度末		5年度末		増減		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	増減率	第一号被保険者数	169,204	100.0%	168,624	100.0%	▲580	▲0.34%	要支援 1	4,658	2.8%	4,582	2.7%	▲76	▲1.63%	要支援 2	4,530	2.7%	4,926	2.9%	396	8.74%	要支援計	9,188	5.4%	9,508	5.6%	320	3.48%	要介護 1	5,879	3.5%	5,696	3.4%	▲183	▲3.11%	要介護 2	7,139	4.2%	7,490	4.4%	351	4.92%	要介護 3	5,479	3.2%	5,834	3.5%	355	6.48%	要介護 4	5,340	3.2%	5,421	3.2%	81	1.52%	要介護 5	3,800	2.2%	3,855	2.3%	55	1.45%	要介護計	27,637	16.3%	28,296	16.8%	659	2.38%	要支援・要介護計	36,825	21.8%	37,804	22.4%	979	2.66%
			4年度末		5年度末		増減																																																																																				
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	増減率																																																																																				
	第一号被保険者数	169,204	100.0%	168,624	100.0%	▲580	▲0.34%																																																																																				
	要支援 1	4,658	2.8%	4,582	2.7%	▲76	▲1.63%																																																																																				
	要支援 2	4,530	2.7%	4,926	2.9%	396	8.74%																																																																																				
	要支援計	9,188	5.4%	9,508	5.6%	320	3.48%																																																																																				
	要介護 1	5,879	3.5%	5,696	3.4%	▲183	▲3.11%																																																																																				
	要介護 2	7,139	4.2%	7,490	4.4%	351	4.92%																																																																																				
要介護 3	5,479	3.2%	5,834	3.5%	355	6.48%																																																																																					
要介護 4	5,340	3.2%	5,421	3.2%	81	1.52%																																																																																					
要介護 5	3,800	2.2%	3,855	2.3%	55	1.45%																																																																																					
要介護計	27,637	16.3%	28,296	16.8%	659	2.38%																																																																																					
要支援・要介護計	36,825	21.8%	37,804	22.4%	979	2.66%																																																																																					
※ 65 歳以上の被保険者数は、住所地特例制度（施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる制度）があるため、「65 歳以上人口」とは一致しない。																																																																																											
認定なし 77.6% (78.3%) 要介護 16.8% (16.3%) 要支援 5.6% (5.4%) 要支援 1 2.7%(2.8%) 要支援 2 2.9%(2.7%) 要介護 1 3.4%(3.5%) 要介護 2 4.4%(4.2%) 要介護 3 3.5%(3.2%) 要介護 4 3.2%(3.2%) 要介護 5 2.3%(2.2%) ※()内は令和 4 年度																																																																																											
（2）現年分の介護保険料収納率は前年度とほぼ同率 令和 5 年度：99.1％（令和 4 年度：99.0％） ※ 収納率はいずれもそれぞれの年度の出納閉鎖日（5 月 3 1 日）現在																																																																																											

2 保険給付概要

(1) 介護サービス受給者数

令和5年度：32,176人（令和4年度：30,996人）

前年度比1,180人増、約3.8%増

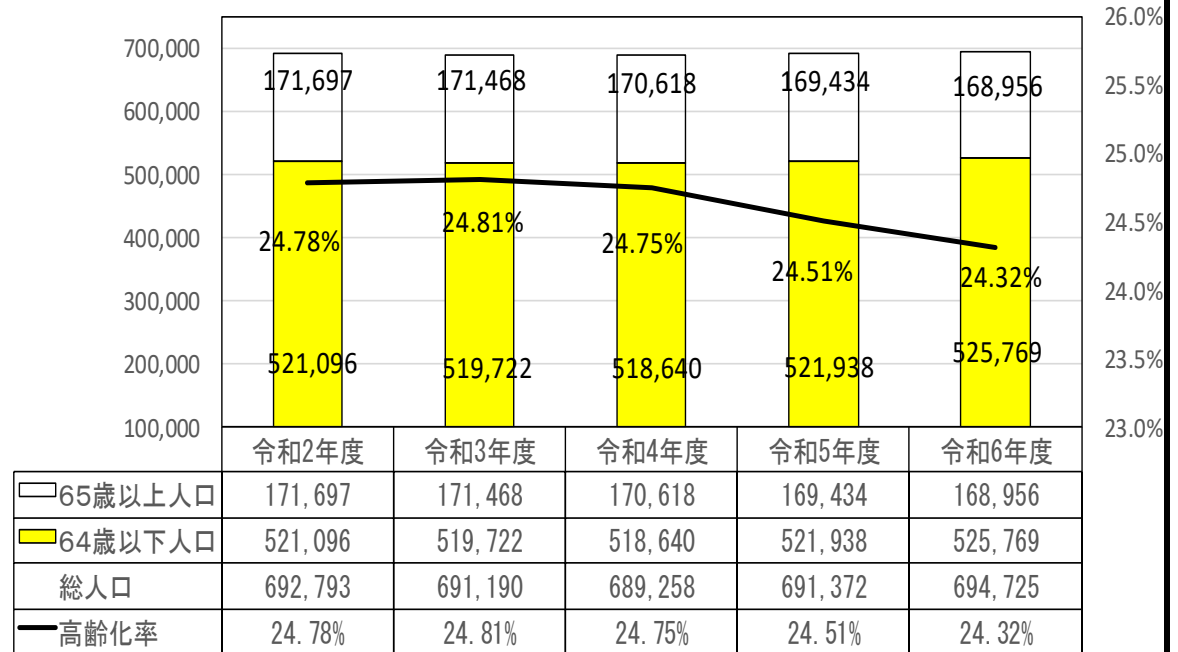
(2) 保険給付費

59,801,195千円（令和4年度：57,205,600千円）

前年度比2,595,595千円増、約4.5%増

《参考》【足立区の総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】

（各年4月1日現在）



※ 足立区の高齢化率24.32%は、23区中で一番高く、次いで葛飾区24.22%、北区23.62%となっている。

3 今後の方針

- (1) 第8期計画は、コロナ禍中に策定されたため、不確定要素も多かったが、要支援者・要介護者数、増加率等の実績はほぼ計画内に収まった。
- (2) 第9期は、人口推計と過去の実績等を踏まえて計画したところ、保険料は制度開始後初めて10円減額となった。第8期で実現できなかった地域密着型サービス施設の設置など、計画に沿って実行しつつも、介護予防・自立支援を推し進めることで、介護給付費の適正化などを計画的に進め、給付額を抑制し健全な介護保険制度を維持していく。

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	地域密着型サービス事業者等の新規指定及び廃止について、以下のとおり報告する。 1 報告対象期間 令和6年7月1日から令和6年10月31日 2 新規指定 5事業所 (1) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区花畑三丁目12番4号 メゾンクレール1階 運営法人 株式会社NEXT One 事業所名 デイサービスセンター oneHeart 利用定員 18名 指定年月日 令和6年7月1日 (2) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜七丁目26番9号小宮第一ハイツ 運営法人 株式会社Red Bear 事業所名 レコードブック鹿浜 利用定員 18名 指定年月日 令和6年7月1日 (3) 新規事業所 【介護予防支援】(南西地区) 事業所所在地 足立区梅島三丁目22番6号 メゾンウメジマ103 運営法人 株式会社エマティー 事業所名 いちえケア 指定年月日 令和6年8月1日

	(4) 新規事業所	【介護予防支援】(南西地区)
	事業所所在地	足立区関原一丁目9番20号
	運営法人	有限会社ファーストイン
	事業所名	明日香介護サービス
	指定年月日	令和6年8月1日
	(5) 新規事業所	【介護予防支援】(北西地区)
	事業所所在地	足立区鹿浜二丁目25番1号-301
	運営法人	株式会社ケアろぐ
	事業所名	居宅介護支援ケアろぐ
	指定年月日	令和6年10月1日
	3 廃止事業所	3 事業所
	(1) 廃止事業所	【地域密着型通所介護】(北西地区)
	事業所所在地	足立区伊興一丁目6番22号
	運営法人	株式会社ヒューマンサービス
	事業所名	デイサービスほほえみ
	利用定員	6名
	廃止年月日	令和6年8月31日
	(2) 廃止事業所	【地域密着型通所介護】(北西地区)
	事業所所在地	足立区西保木間三丁目23番14号
	運営法人	合同会社一言之信
	事業所名	サービス めん ドゥ ジュール
	利用定員	10名
	廃止年月日	令和6年10月24日
	(3) 廃止事業所	【地域密着型通所介護】(北西地区)
	事業所所在地	足立区竹の塚一丁目18番10号 ティ・ジュビロ1階
	運営法人	株式会社三喜堂
	事業所名	リハビリ型デイサービス ふくしま楽々館
	利用定員	11名
	廃止年月日	令和6年10月31日

令和 6 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「第 6 回あだち保護猫たちの譲渡会」の開催について
所管部課	衛生部 足立保健所 生活衛生課
内容	NPO 法人と足立区との共催により、足立区内で遺棄等された保護猫に係る猫の譲渡会を開催する。また、NPO 法人の日ごろの活動や地域猫活動等に関するパネル展示等を合わせて開催する。 1 主催 足立区、NPO 法人 3 団体（あだち動物共生ネットワーク、けだ・まも、Human Animal Pairs（ヒューマン アニマル ペアーズ））との共催。 2 概要 （1）議会棟エントランスで保護猫の譲渡会を実施。 （2）アトリウムで適正飼育指導や TNR 活動の PR 等も実施。 3 日時及び場所 令和 7 年 1 月 2 6 日（日）正午～午後 3 時 中央本町 1 丁目 1 7 番 1 号（本庁舎 1 階議会棟エントランス、アトリウムほか） 4 PRの方法 あだち広報 1 月 1 日号、区ホームページ、SNS で情報発信

令和 6 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区感染管理認定看護師（I C N）等育成事業【令和 6 年度新規】の開始および、令和 5 年度足立区感染管理認定看護師（I C N）等定着支援事業の実績について
所管部課	衛生部 足立保健所 感染症対策課
内容	区内病院における感染管理認定看護師（I C N）等の専門人材配置の促進に向けた補助事業の開始について、以下のとおり報告する。 1 事業目的 感染対策における専門知識や実践力をもつ感染管理認定看護師（I C N）等の区内病院への配置を促し、高度な医療人材の増加による保健・医療体制の強化及び区内の感染対策実務者のネットワークの強化を図る。 2 感染管理認定看護師（I C N）等育成事業（資格取得支援補助金）の開始（令和 6 年 4 月 1 日より） （1）概要 病院の設置者に対し、雇用する常勤の看護師に感染管理認定看護師（I C N）等の資格を取得させるために支出する経費の一部を補助する。 （2）対象経費 ア 入学料・受講料等の資格取得に係る経費 イ 教育課程受講中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費 （3）補助率 1 施設当たり対象経費の 2 分の 1 を 3 0 0 万円を上限に補助する。 ※ 都において同様の補助事業実施。区と都の補助の併用可。 （4）対象資格 ア 感染管理認定看護師 イ 感染症看護専門看護師 ウ 感染制御実践看護師 （5）周知 ア 区内病院への周知 補助事業の概要をまとめた案内を送付 イ 看護師志望者への周知 看護&介護就職フェアにおいてポスターを掲示 ※ ポスターのデザインは別紙のとおり。

	3 令和5年度の感染管理認定看護師（ICN）等定着支援事業（定着支援補助金）の実績 (1) 概要 病院の設置者に対し、雇用する常勤の専門人材へ支払う手当の一部を補助する。 (2) 対象経費 感染管理認定看護師（ICN）等の資格に係る専門的知識及び技術への手当として支給した経費 (3) 補助率 1人につき、対象経費の4分の3を月当たり75,000円を上限とし、最長60か月まで補助する。 (4) 対象資格 「1 感染管理認定看護師（ICN）等育成事業（資格取得支援補助金）」の対象となる資格を有する看護師 (5) 令和5年度実績（令和5年10月から令和6年3月まで） ア 交付決定医療機関数 1 医療機関 イ 交付決定感染管理認定看護師（ICN）等人数 2 名
--	---

感染管理認定看護師

常勤
看護師の

I C N 等 資格取得費用

育成のために

実質 **0** 円になるよう補助
ほぼ

※東京都の補助と併用した場合

※経費を支出した区内病院へ補助（補助上限300万円）

※ほか、感染症看護専門看護師、感染制御実践看護師も対象



足立区は

まち全体で

感染症対策に取り組んでいます。



定着のために

感染管理認定 **看護師** 等の専門的知識及び技術への **手当**手当額の **3 / 4** 最大月額 **75,000円** を補助

※手当を支出した区内病院へ補助（最長60か月間）

※ほか、感染症看護専門看護師、感染制御実践看護師も対象



令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	新型コロナウイルス感染症の5類移行後に伴う、区民向け抗原検査 キット購入費用補助事業の令和5年度実績報告について								
所管部課	衛生部 足立保健所 感染症対策課								
内容	令和5年度に実施した抗原検査キット購入費用補助事業の実績について、以下のとおり報告する。								
	1 概要								
	新型コロナウイルス感染症の5類移行後の不安払拭及び流行時の医療機関への備えのため、区内の薬局において抗原検査キットを500円で1人1回限り、2個まで購入できる補助制度を実施した。								
	(1) 実施期間 令和5年5月8日～令和6年3月17日								
	(2) 購入補助対象 6歳以上の区民（令和5年9月30日までは65歳以上）								
	(3) 購入可能薬局数 足立区薬剤師会の協力により区内109カ所								
	2 購入補助実績								
	年代	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	0～64歳小計
	購入人数	104	285	415	611	929	1,606	782	4,732
	購入個数	202	550	776	1,166	1,805	3,124	1,524	9,147
	年代	65歳～69歳	70歳代	80歳代	90歳代	100歳代	65歳以上小計	合計	
	購入人数	2,185	3,889	1,507	237	11	7,829	12,561	
	購入個数	4,252	7,553	2,911	461	21	15,198	24,345	

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

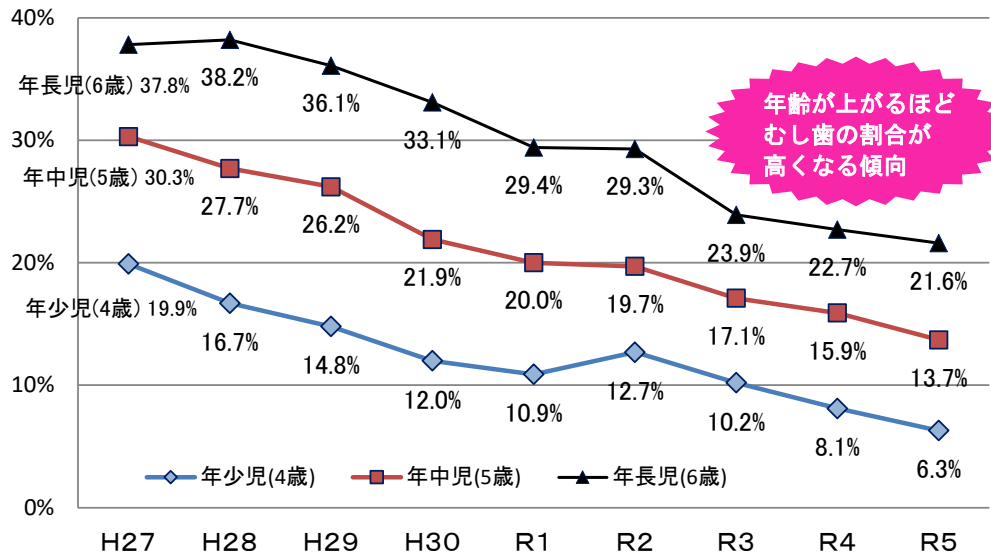
件 名	令和5年度あだちっ子歯科健診の実施結果について																																																		
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課 保育・入園課 私立保育園課 幼稚園・地域保育課 衛生部 データヘルス推進課																																																		
内 容	「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」の一環として、むし歯が増えやすい年少児(4歳)～年長児(6歳)全ての子どもを対象に、「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋げる取組を進めている。 令和5年度実施結果がまとまったので報告する(別添資料参照)。 1 施設参加率と健診受診率 (1) 教育・保育施設の参加率は、7年連続100% 全216施設で実施し、13,809名が受診 (2) 歯科健診受診率は、施設通園児、未通園児等ともに微減 ア 施設通園児の受診率は98.6%(前年比0.4ポイント減) イ 未通園児等※の受診率は、前年度より0.7ポイント減少し、29.9%となった。令和5年度は4か所の認可外保育施設に歯科医師が赴いて歯科健診を実施し、確実な受診に繋げた。 ※ 家庭保育又は認可外保育施設(認証保育所を除く)、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等に通っている子どもを含む。区外通園児は除く。 (図1) 施設参加率と受診率(経年) <table><caption>施設参加率と受診率(経年)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>施設参加率</th><th>施設通園児受診率</th><th>未通園児等受診率</th><th>区外通園児受診率</th></tr></thead><tbody><tr><td>H27</td><td>93.6%</td><td>98.8%</td><td>8.6%</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>H28</td><td>97.2%</td><td>99.0%</td><td>9.4%</td><td>5.1%</td></tr><tr><td>H29</td><td>100.0%</td><td>99.1%</td><td>13.5%</td><td>9.8%</td></tr><tr><td>H30</td><td>100.0%</td><td>99.0%</td><td>13.0%</td><td>9.2%</td></tr><tr><td>R1</td><td>100.0%</td><td>99.4%</td><td>14.3%</td><td>9.5%</td></tr><tr><td>R2</td><td>100.0%</td><td>98.6%</td><td>17.3%</td><td>9.1%</td></tr><tr><td>R3</td><td>100.0%</td><td>98.7%</td><td>21.0%</td><td>14.1%</td></tr><tr><td>R4</td><td>100.0%</td><td>99.0%</td><td>30.6%</td><td>8.9%</td></tr><tr><td>R5</td><td>100.0%</td><td>98.6%</td><td>29.9%</td><td>8.5%</td></tr></tbody></table> 施設参加率 0.4ポイント減 施設通園児 0.4ポイント減 未通園児等 0.7ポイント減 区外通園児 0.4ポイント減	年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率	H27	93.6%	98.8%	8.6%	4.2%	H28	97.2%	99.0%	9.4%	5.1%	H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%	H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%	R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%	R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%	R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%	R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%	R5	100.0%	98.6%	29.9%	8.5%
年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率																																															
H27	93.6%	98.8%	8.6%	4.2%																																															
H28	97.2%	99.0%	9.4%	5.1%																																															
H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%																																															
H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%																																															
R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%																																															
R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%																																															
R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%																																															
R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%																																															
R5	100.0%	98.6%	29.9%	8.5%																																															

2 健診結果及び分析

(1) 健診結果

乳歯にむし歯がある子どもの割合は、前年度より減少

(図2) 乳歯にむし歯がある子どもの割合(処置歯も含む)



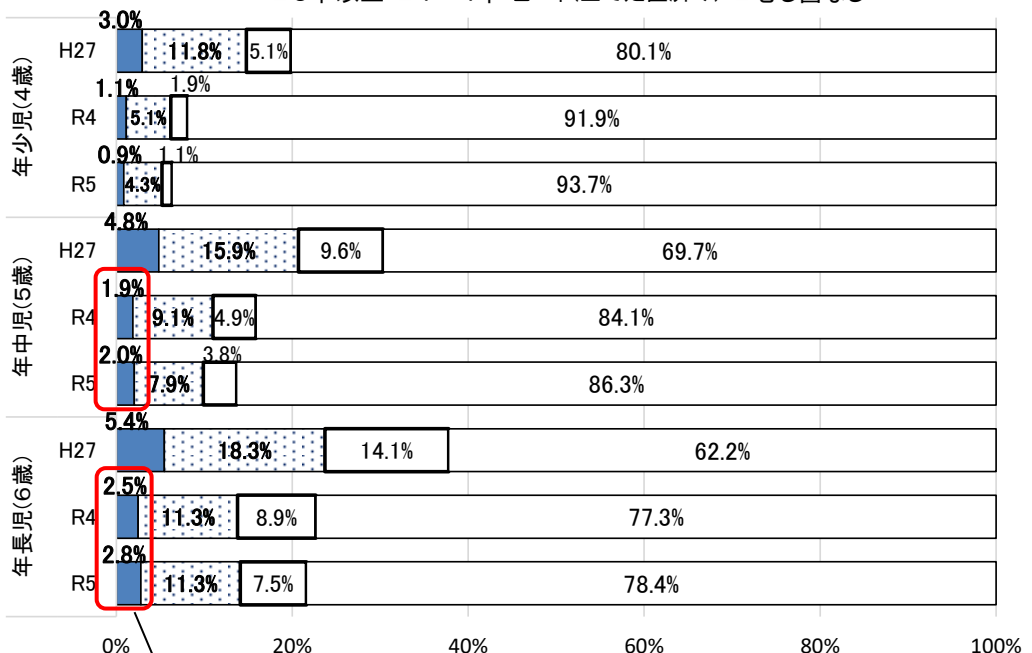
※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため秋に歯科健診を実施

(2) 分析結果から見えた課題

ア 未処置のむし歯がある子どもの割合が増加

未処置のむし歯が5本以上ある子どもの割合は、平成27年度からは半減しているが、前年度との比較では、年中児は微増、年長児は0.3ポイント増加している。未処置のむし歯がある子どもの割合は下げ止まっているため、治療勧奨を行い、治療に繋げる必要がある。

(図3) 未処置のむし歯がある子どもの割合(H27・R4・R5年度比)
■5本以上 □1～4本 □0本(全て処置済み) □むし歯なし

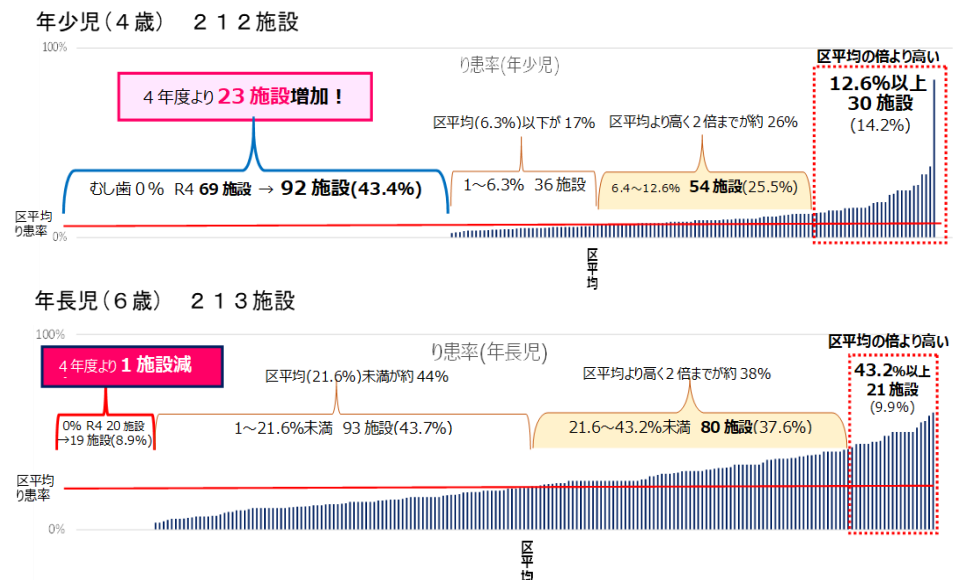


「未処置のむし歯が5本以上ある子どもの割合」は、年中児・年長児で前年度より増加している。

イ 教育・保育施設におけるむし歯り患率(処置済のむし歯を含む)の二極化

施設ごとのむし歯り患率を低い順にならべると、施設種別による大きな偏りはみられないが、むし歯のない施設と、り患率の高い施設で二極化している。また、年齢が上がるにつれて、むし歯のない園も減少していることから、年少児(4歳)からの取組を強化していく必要がある。

(図4)



むし歯がある小学1年生の割合を特別区平均レベルに引き下げるため、
「年少児でむし歯0%」をそのまま維持することが重要!

※ 令和4年度むし歯がある小学1年生の割合は特別区順位23位

3 今後の取組

課題	対策
ア 未処置のむし歯がある子どもの割合が増加	園が積極的に未処置のむし歯がある子どもへの歯科受診勧奨を行い、治療に繋がられるよう、情報提供等を行い、支援していく。
イ 施設におけるむし歯り患率の二極化	(1) 私立幼稚園及び年少児時点であり患率の高い施設に対し、子ども家庭部歯科衛生士が仕上げみがき教室や研修等をとおして連携し、年少児以降のむし歯り患率の増加を防ぐ。 (2) また、施設が給食後の歯みがきを安全に実施できるよう支援をし、年少児からの歯みがき習慣の定着を図る。

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	家庭的保育事業者、東京都認証保育所及び小規模保育事業所に対する指導検査の実施結果について																													
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課 子ども家庭部 幼稚園・地域保育課																													
内容	1 検査の概要																													
		家庭的 保育事業者	東京都 認証保育所	小規模 保育事業所																										
	実施期間	5月22日～ 7月9日	6月5日～ 7月19日	7月10日～ 7月30日																										
	実施対象数 (全対象数)	44事業者 (93事業者)	16施設 (33施設)	14施設 (26施設)																										
	文書指摘件数 (10月末改善件数)	4件 (4件)	9件 (3件)	9件 (6件)																										
	口頭指導件数 (10月末改善件数)	21件 (15件)	16件 (7件)	27件 (17件)																										
	※ 文書指摘は根拠法等に違反する事項に適用																													
	※ 口頭指導は根拠法以外の法令等に違反する事項に適用																													
	※ 文書指摘は指導検査結果通知到達後30日以内に改善報告書で確認し、口頭指導は巡回訪問等により、通知到達後概ね30日以内に確認を行う。																													
	2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較																													
家庭的保育事業者 ■ 令和5年度 ■ 令和6年度 <table><thead><tr><th>項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>文書指摘</td><td>13</td><td>4</td></tr><tr><td>口頭指導</td><td>30</td><td>21</td></tr></tbody></table> 東京都認証保育所 ■ 令和5年度 ■ 令和6年度 <table><thead><tr><th>項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>文書指摘</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td>口頭指導</td><td>11</td><td>16</td></tr></tbody></table> 小規模保育事業所 ■ 令和5年度 ■ 令和6年度 <table><thead><tr><th>項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>文書指摘</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>口頭指導</td><td>7</td><td>27</td></tr></tbody></table>				項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	13	4	口頭指導	30	21	項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	1	9	口頭指導	11	16	項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	10	9	口頭指導	7	27
項目	令和5年度	令和6年度																												
文書指摘	13	4																												
口頭指導	30	21																												
項目	令和5年度	令和6年度																												
文書指摘	1	9																												
口頭指導	11	16																												
項目	令和5年度	令和6年度																												
文書指摘	10	9																												
口頭指導	7	27																												

3 検査結果の分析

(1) 家庭的保育事業者については、昨年度より文書指摘、口頭指導ともに9件減少した。

〔要因〕全体会や個別確認等を通じて周知徹底を図り、事業者の対応が進んだため

(2) 東京都認証保育所については、昨年度より文書指摘が8件、口頭指導が5件増加した。

〔要因〕検査対象施設で運営本部の交代が2件、園長の交代が6件と相次ぎ、検査前に実施した検査制度に対する説明が十分に引き継がれていなかった。

(3) 小規模保育事業所については、口頭指導が20件増加した。

〔要因〕法令改正による水害訓練結果の報告義務等の理解がされておらず、件数が増加した。

4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応

詳細は別紙1参照。

5 今後の方針

(1) 施設ごとの検査結果資料を作成し、令和6年度末に開催される全体説明会において説明し、改善方法について周知徹底を図る。

(2) 巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに、指導・支援の強化を図る。

(3) 文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表する。

検査結果と改善への対応

	文書指摘		口頭指導（主な項目）	
	具体的内容	指導内容	具体的内容	指導内容
家庭的 保育事業者	①在籍園児は事業者の利用開始前及び年2回の定期健康診断を受診しなければならないところ、されていなかった。 2件（2件）	①受診について規定している保育所保育指針及び条例を周知徹底した。	①保育補助者の出勤簿の勤務時間数の記載に誤りがあった。 5件（3件）	①保育者と保育補助者の双方で記入内容を確認の上、過不足分の給与について調整するよう指導した。
	②家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は条例に規定されているが、規定を超えて保育していた。 1件（0件）	②条例の規定を説明の上、規定を超えて保育する際は必ず保育補助者とともに行うよう指導した。	②睡眠時チェック表の記録により、新入園児が横向きで寝ていると記されていたが、仰向けに直した記録は確認できなかった。 3件（0件）	②国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	③保育に使用するとして購入した物品が保育室で使用されていなかった。 1件（0件）	③経費から除外するよう指導した。修正帳簿で目的外購入物品の削除を確認した。	③給与明細等の誤記入により誤った給与額が保育補助者に支給されていた。 2件（0件）	③給与明細等への転記誤りを修正し、過不足分の給与について調整するよう指導した。
			④調理・調乳担当者は従事開始月の前月に検便を実施し、陰性結果を確認しなければならないが、前月中の検査ができなかった。 2件（0件）	④調理・調乳に従事する前には検便検査を行うよう、指導を徹底した。
東京都 認証保育所	①あらかじめ作成した献立にないものが提供されていた。 3件（0件）	①あらかじめ作成した献立内容の変更の際は、その内容を記録するとともに、子どもに提供する前に保護者へ周知するよう指導した。	①散歩等の仕方について規定した園外保育マニュアルなどが作成されていなかった。 3件（1件）	①マニュアル未作成の施設に対して早急に作成し、職員間に周知するとともに、写しの提出を指導した。
	②施設内での怪我など、区への報告が必要な事故について、報告が行われていなかった。 3件（0件）	②所管課に報告の上、報告書を提出すること、所管課が出した報告対象事故に関する通知を全職員に周知徹底すること、施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。	②園で作成したマニュアルを施設長自身が把握していなかった。 3件（3件）	②施設長自ら園内のマニュアルを確認し、その事実がわかる記録の写しを提出するよう指導した。
	③特定子ども・子育て支援提供証明書発行の対象となる園児がいたが発行されていなかった。 2件（0件）	③保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書をすみやかに交付するよう指導した。	③睡眠時チェック表の記録により、新入園児が横向きで寝ていると記されていたが、仰向けに直した記録は確認できなかった。 2件（3件）	③国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	④園児は健康診断の受診回数が法律で規定されているが、規定に満たない子どもが確認された。 1件（0件）	④定期健康診断について受診記録を作成し、複数名で規定に沿った受診の確認を指導した。		
小規模保育 事業所	①避難訓練・消火訓練は毎月1回実施しなければならないが、翌月に延期されるなどの理由で訓練を実施できなかった。 3件（5件）	①訓練は計画に沿って実施し、実施した際には記録を作成するよう指導した。	①令和3年度の水防法改正に伴い、水害に対する避難訓練の結果を区所管へ報告することが義務付けられているが、報告が行われていなかった。 8件（0件）	①区ホームページの水防法改正及び実施した訓練の報告義務に関する記載を示し報告を指導した。検査後に実施した訓練について、区所管課へ報告されていることを確認した。
	②施設内での怪我等で通院した際には区の施設所管へ事故の内容及び対応について報告を要するが、報告されていなかった。 3件（0件）	②区が発した通知を示し、施設長と確認して周知徹底した。	②感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、研修や訓練に努めることが条例に規定されているにも関わらず、取組がされていなかった。 感染症5件、食中毒4件（0件）	②規定を周知し、今年度中の実施を指導した。
	③保護者へあらかじめ配付した献立表では、おやつとして提供するヨーグルトを昼食に、おやつには献立表に記載のない菓子を提供していた。 1件（0件）	③献立表に沿って食事を提供し、変更の際は記録を残すとともに、子どもへの提供前に保護者へ周知するよう指導した。	③ジョイントマットについて防災性能を有しないものを使用していた。 2件（0件）	③防災性能を有するものへの交換を指導した。
	④保護者による虐待が疑われる子どもの様子について認識に欠け、関係機関へ通告がされていなかった。 1件（0件）	④通告することを指導した。施設よりこども支援センターげんきへ通告された。		
	⑤午睡時に横向けになり、その後30分以上仰向け寝がされていなかった。 1件（0件）	⑤国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。		

※ 文書指摘、口頭指導双方の具体的内容欄の数値は令和6年度検査で確認された件数（括弧書きは令和5年度）

令和6年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区民設学童保育室の選考状況について																																																													
所管部課	子ども家庭部 学童保育課																																																													
内容	令和7年4月1日に開設を予定している民設学童保育室について、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下、「審査会」という。）を開催したので、次のとおり報告する。 1 業務名 足立区民設学童保育室設置促進補助事業 2 目的 「足立区学童保育室整備計画」に基づき、待機児童が多く見込まれる地域に令和7年4月1日から開設する民設学童保育室を公募により誘致する。 3 応募・審査件数 （1）応募状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>募 集 対 象 地 域</th><th>応募 件数</th><th>審査 結果</th><th>5月1日 待機児数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>加平小学校・東栗原小学校地域</td><td>3 件</td><td>1 件 選定</td><td>15 人</td></tr> <tr> <td>2</td><td>足立小学校・弘道小学校地域</td><td>1 件</td><td>選定</td><td>11 人</td></tr> <tr> <td>3</td><td>伊興小学校・東伊興小学校地域</td><td>1 件</td><td>選定</td><td>6 人</td></tr> <tr> <td>4</td><td>亀田小学校・関原小学校地域</td><td>1 件</td><td>選定</td><td>10 人</td></tr> <tr> <td>5</td><td>千寿小学校・千寿桜小学校地域</td><td>応募後 辞退※</td><td rowspan="8"></td><td>25 人</td></tr> <tr> <td>6</td><td>綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域</td><td>応募なし</td><td>36 人</td></tr> <tr> <td>7</td><td>梅島小学校・梅島第一小学校地域</td><td>応募なし</td><td>12 人</td></tr> <tr> <td>8</td><td>興本小学校・本木小学校地域</td><td>応募なし</td><td>8 人</td></tr> <tr> <td>9</td><td>江北小学校地域</td><td>応募なし</td><td>24 人</td></tr> <tr> <td>10</td><td>鹿浜五色桜小学校・鹿浜未来小学校地域</td><td>応募なし</td><td>16 人</td></tr> <tr> <td>11</td><td>島根小学校・中島根小学校地域</td><td>応募なし</td><td>19 人</td></tr> <tr> <td>12</td><td>千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</td><td>応募なし</td><td>32 人</td></tr> </tbody> </table>					募 集 対 象 地 域	応募 件数	審査 結果	5月1日 待機児数	1	加平小学校・東栗原小学校地域	3 件	1 件 選定	15 人	2	足立小学校・弘道小学校地域	1 件	選定	11 人	3	伊興小学校・東伊興小学校地域	1 件	選定	6 人	4	亀田小学校・関原小学校地域	1 件	選定	10 人	5	千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募後 辞退※		25 人	6	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域	応募なし	36 人	7	梅島小学校・梅島第一小学校地域	応募なし	12 人	8	興本小学校・本木小学校地域	応募なし	8 人	9	江北小学校地域	応募なし	24 人	10	鹿浜五色桜小学校・鹿浜未来小学校地域	応募なし	16 人	11	島根小学校・中島根小学校地域	応募なし	19 人	12	千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	応募なし	32 人
	募 集 対 象 地 域	応募 件数	審査 結果	5月1日 待機児数																																																										
1	加平小学校・東栗原小学校地域	3 件	1 件 選定	15 人																																																										
2	足立小学校・弘道小学校地域	1 件	選定	11 人																																																										
3	伊興小学校・東伊興小学校地域	1 件	選定	6 人																																																										
4	亀田小学校・関原小学校地域	1 件	選定	10 人																																																										
5	千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募後 辞退※		25 人																																																										
6	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域	応募なし		36 人																																																										
7	梅島小学校・梅島第一小学校地域	応募なし		12 人																																																										
8	興本小学校・本木小学校地域	応募なし		8 人																																																										
9	江北小学校地域	応募なし		24 人																																																										
10	鹿浜五色桜小学校・鹿浜未来小学校地域	応募なし		16 人																																																										
11	島根小学校・中島根小学校地域	応募なし		19 人																																																										
12	千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	応募なし		32 人																																																										

※ 応募後に事業者から、申請に必要な書類を揃えられない旨、連絡が入ったため

(2) 応募がなかった理由（事業者への聞き取りから）

物件は複数見つかったが、学童保育室として利用することに所有者と調整がつかなかったため。

4 運営予定事業者

(1) 加平小学校・東栗原小学校地域

ア 名称 特定非営利活動法人ENERGY

イ 法人所在地 埼玉県戸田市笹目5-7-14

ウ 設置予定地 足立区六町四丁目2番27号

エ 定員 40名

オ 選定理由等

学童保育室の立地条件が良く、体験プログラムが充実しており、開設する学童保育室の環境や開設までの準備についての評価が高かったため。

(2) 足立小学校・弘道小学校地域

ア 名称 リックキッズ株式会社

イ 法人所在地 東京都江東区3-23-24

VORT東陽町ビル8F

ウ 設置予定地 足立区足立四丁目16番16号

コルソ五反野101

エ 定員 40名

オ 選定理由等

学童保育室の運営実績があり、マニュアル等も詳細に整備されていることから、安定した保育の提供が見込めるため。

(3) 伊興小学校・東伊興小学校地域

ア 名称 株式会社ニチイ学館

イ 法人所在地 東京都千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティ

ウ 設置予定地 足立区伊興本町一丁目13番11号

エ 定員 40名

オ 選定理由等

学童保育室の運営実績があり、保育のノウハウが豊富であることや、開設する学童保育室の立地場所が適切であったため。

(4) 亀田小学校・関原小学校地域

- ア 名 称 エルシーワークス株式会社
イ 法人所在地 埼玉県川口市川口 6-3-1 4-3 F
ウ 設置予定地 足立区関原三丁目 38 番 34 号
エ 定 員 40 名
オ 選定理由等

既に近隣で学童保育室を運営しているため、地域の児童の特性を理解しており、その経験を活かせる。また、二方向避難等の安全対策も取れており、さらに早期離職防止にも取り組んでいるため。

5 選定までの経緯

(1) 応募申込期間

令和 6 年 6 月 11 日から令和 6 年 7 月 19 日まで

(2) 審査会

ア 開催状況

	開催日	内 容
第 1 回	令和 6 年 8 月上旬	第一次選考（書類審査）
第 2 回	令和 6 年 8 月 30 日（金）	第二次選考 （事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）

イ 委員構成（計 5 名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者	【会長】 小野里 美 帆	文教大学教育学部 発達教育課程教授
区 民	小 林 昇	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員
	左 喜 子	足立区立小学校 P T A 連合会 （寺地小学校 P T A 会長）
区職員	楠 山 慶 之	子ども家庭部長
	物 江 耕一朗	学校運営部青少年課長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会審査結果表」のとおり

6 問題点・今後の方針

今回決定した民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和 7 年 4 月開設に向けて進行管理を徹底さ

	せる。 なお、今回応募のなかった地区等については、個別に庁内各関係所管課と連携のうえ、今後の対応を以下のとおり検討し、放課後の子どもの居場所を確保していく。 (1) 小学校内の空きスペースを活用した、既存の学童保育室の定員拡大の検討 (2) 次回の指定管理者の更新時期（令和8年度）に合わせて放課後子ども教室との一体的運用の検討 (3) 小学校近隣の公共施設を活用した子どもの居場所拡大の検討 (4) 令和6年度後期の民設学童保育室の公募は行わない。
--	---

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(加平小学校・東栗原小学校地域)

情報連絡事項10 別紙

項番	評 価 項 目		配点	事業者名 特定非営利活動法人 ENERGY		事業者名 G社		事業者名 F社	
	分 類	説 明		得点	割合	得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	36	72.0%	34	68.0%	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%	32	64.0%	36	72.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	34	68.0%	40	80.0%	32	64.0%
		小 計	150	104	69.3%	106	70.7%	102	68.0%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	34	68.0%	30	60.0%	38	76.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	40	80.0%	26	52.0%	40	80.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	32	64.0%	24	48.0%	36	72.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	38	76.0%	20	40.0%	40	80.0%
		小 計	200	144	72.0%	100	50.0%	154	77.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	38	76.0%	30	60.0%	28	56.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	40	80.0%	36	72.0%	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	38	76.0%	34	68.0%	32	64.0%
		小 計	150	116	77.3%	100	66.7%	92	61.3%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	34	68.0%	30	60.0%	32	64.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	40	80.0%	26	52.0%	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	28	56.0%	38	76.0%	26	52.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	34	68.0%	34	68.0%	30	60.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	34	68.0%	36	72.0%	30	60.0%
		小 計	250	170	68.0%	164	65.6%	148	59.2%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	32	64.0%	40	80.0%	26	52.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	34	68.0%	36	72.0%	26	52.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	26	52.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	34	68.0%	40	80.0%	28	56.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	26	52.0%
		小 計	250	176	70.4%	190	76.0%	132	52.8%
21	子どもの育成支援 について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	30	60.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	28	56.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	28	56.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	30	60.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	34	68.0%	32	64.0%	32	64.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	32	64.0%	32	64.0%	28	56.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	36	72.0%	34	68.0%	24	48.0%
		小 計	350	250	71.4%	242	69.1%	200	57.1%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との 連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	38	76.0%	38	76.0%	30	60.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%	32	64.0%	30	60.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	36	72.0%	28	56.0%	30	60.0%
		小 計	150	108	72.0%	98	65.3%	90	60.0%
合 計			1,500	1,068	71.2%	1,000	66.7%	918	61.2%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合	得点	割合	
	分類	説明	評価基準(得点)								
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0		0		45	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)								
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0		17	56.7%	17	56.7%	
総 計				1,605	1,068	66.5%	1,017	63.4%	980	61.1%	

順 位						1		2		3	
-----	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(足立小学校・弘道小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名	
				リックキッズ株式会社	
	分 類	説 明		得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%
		小 計	150	104	69.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	24	48.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	34	68.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	34	68.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	36	72.0%
		小 計	200	128	64.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	28	56.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%
		小 計	150	92	61.3%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	32	64.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	36	72.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	40	80.0%
		小 計	250	174	69.6%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	34	68.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	36	72.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	40	80.0%
		小 計	250	190	76.0%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	40	80.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%
		小 計	350	252	72.0%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	28	56.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%
		小 計	150	94	62.7%
合 計			1,500	1,034	68.9%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総 計				1,605	1,034	64.4%

順 位					1	
-----	--	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(伊興小学校・東伊興小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名	
				株式会社ニチイ学館	
	分 類	説 明		得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	48	96.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	46	92.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	46	92.0%
		小 計	150	140	93.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	32	64.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	44	88.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	46	92.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	42	84.0%
		小 計	200	164	82.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	34	68.0%
		小 計	150	100	66.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	26	52.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	30	60.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	32	64.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	30	60.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	36	72.0%
		小 計	250	154	61.6%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	26	52.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	26	52.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	34	68.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	32	64.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	34	68.0%
		小 計	250	152	60.8%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	32	64.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	32	64.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	36	72.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	30	60.0%
		小 計	350	230	65.7%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	34	68.0%
		小 計	150	102	68.0%
合 計			1,500	1,042	69.5%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	19	63.3%
総 計				1,605	1,061	66.1%

順 位					1	
-----	--	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(亀田小学校・関原小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名 エルシーワークス株式会社	
	分 類	説 明		得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%
		小 計	150	104	69.3%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	42	84.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	38	76.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	32	64.0%
		小 計	200	150	75.0%
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	36	72.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	36	72.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	36	72.0%
		小 計	150	108	72.0%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	38	76.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての的確に定められているか。	50	38	76.0%
		小 計	250	186	74.4%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての的確に定めているか。	50	34	68.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての的確に定めているか。	50	34	68.0%
18		事件・事故時の対応についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
19		施設の衛生管理についての的確に定めているか。	50	34	68.0%
20		アレルギー対応策についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
		小 計	250	174	69.6%
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	32	64.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	32	64.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	36	72.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	30	60.0%
		小 計	350	230	65.7%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	32	64.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	32	64.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	36	72.0%
		小 計	150	100	66.7%
合 計			1,500	1,052	70.1%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	19	63.3%
総 計				1,605	1,071	66.7%

順 位					1	
-----	--	--	--	--	---	--